

別表 1

注 都道府県、市町村等のいずれかのみが、その必要性を認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けることとされている規制の特例措置を含む構造改革特別区域計画についても、都道府県、市町村等の構造改革特別区域法第2条第4項に規定する地方公共団体は共同して申請することができる。

番号	101
特定事業の名称	特殊海岸地域交通安全対策事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	道路交通法第4条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	都道府県公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑等を図るため必要があると認めるときは、信号機、道路標識又は道路標示を設置して交通の規制をすることができる。
特例措置の内容	特区内に存する特殊海岸地域（路外走行用の仕様や装備を有しない自動車であっても円滑に通行可能で、かつ、道路交通法に基づく道路標識等による交通規制の実効性が確保される地理的条件を具備している砂浜等をいう。）の管理者たる地方公共団体が、地域振興のため当該地域を一般の自動車交通の用に供する場合において、当該自動車交通の安全と円滑を確保するため必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、都道府県警察が地方公共団体と協議して定めた交通安全対策に関する計画に基づき交通規制を実施するよう、都道府県警察に対し通達を発出する。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	102
特定事業の名称	まちづくり交通安全対策事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	道路交通法第4条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	都道府県公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑等を図るため必要があると認めるときは、信号機、道路標識又は道路標示を設置して交通の規制をすることができる。
特例措置の内容	地方公共団体が中心市街地の活性化等を図るため、歩行者が安心して通行できる道路交通環境を整備する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該地方公共団体や所轄警察署のほか、地域住民、事業者等からなる地域参加型の協議会が策定した総合的なまちづくりの計画に基づき都道府県警察が交通規制を実施するよう、都道府県警察に対し通達を発出する。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	103
特定事業の名称	ロボット公道実験円滑化事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	道路交通法第77条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	道路において工事若しくは作業、工作物の設置、露店等の出店又は一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態や方法により道路を使用する行為等で都道府県公安委員会が定めるものをしようとする者は、警察署長の許可を受けなければならない。
特例措置の内容	地方公共団体が、特区内の道路においてロボットの歩行又は移動を伴う実証実験を行うことにより企業、大学等の研究開発の促進を図る必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、そのような実験について道路使用許可の手続が円滑化するよう、当該実験が許可対象行為であることを明確化するため、道路交通法第77条第1項第4号に基づく都道府県公安委員会規則の改正を行うよう、都道府県警察に対し通達を発出する。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

[以下の内容を実現するために必要な人事院規則の整備を要請する。]

番号	201
特定事業の名称	研究職員の勤務時間内技術移転兼業事業
措置区分	規則
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	国家公務員法第101条 人事院規則14 - 17
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	国家公務員法第101条においては、職員は、法律又は命令の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、政府がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないこととされ、人事院規則14 - 17に基づき技術移転兼業を行う場合に、割り振られた勤務時間の一部を割くことができる旨の規定はない。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する特区内に存する特定試験研究機関等(人事院規則14 - 17に基づく特定試験研究機関等をいう。)の研究職員が技術移転兼業を勤務時間内に行うことが必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたものについて、当該研究職員が技術移転兼業を行う場合において、勤務時間内兼業によらなければ技術移転事業者の事業の実施に支障が生じると認められ、かつ、勤務時間内兼業を行ったとしても公務の運営に支障が生じないと認められるときには、給与の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部を割くことができるものとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	研究職員がその割り振られた勤務時間を割こうとする場合には、日時を特定して承認権者の承認を得なければならないこととする。

【以下の内容を実現するために必要な人事院規則の整備を要請する。】

番号	202
特定事業の名称	研究職員の勤務時間内研究成果活用兼業事業
措置区分	規則
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	国家公務員法第101条 人事院規則14 - 18
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	国家公務員法第101条においては、職員は、法律又は命令の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、政府がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないこととされ、人事院規則14 - 18に基づき研究成果活用兼業を行う場合に、割り振られた勤務時間の一部を割くことができる旨の規定はない。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する特区内に存する試験研究機関等(人事院規則14 - 18に基づく試験研究機関等をいう。)の研究職員が研究成果活用兼業を勤務時間内に行うことが必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたものについて、当該研究職員が研究成果活用兼業を行う場合において、勤務時間内兼業によらなければ研究成果活用企業の事業の実施に支障が生じると認められ、かつ、勤務時間内兼業を行ったとしても公務の運営に支障が生じないと認められるときには、給与の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部を割くことができるものとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	研究職員がその割り振られた勤務時間を割こうとする場合には、日時を特定して承認権者の承認を得なければならないこととする。

【以下の内容を実現するために必要な人事院規則の整備を要請する。】

番号	203
特定事業の名称	研究職員の勤務時間内監査役兼業事業
措置区分	規則
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	国家公務員法第101条 人事院規則14 - 19
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	国家公務員法第101条においては、職員は、法律又は命令の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、政府がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないこととされ、人事院規則14 - 19に基づき監査役兼業を行う場合に、割り振られた勤務時間の一部を割くことができる旨の規定はない。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する特区内に存する試験研究機関等(人事院規則14 - 19に基づく試験研究機関等をいう。)の研究職員が監査役兼業を勤務時間内に行うことが必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたものについて、当該研究職員が監査役兼業を行う場合において、勤務時間内兼業によらなければ監査役職務の遂行に支障が生じると認められ、かつ、勤務時間内兼業を行ったとしても公務の運営に支障が生じないと認められるときには、給与の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部を割くことができるものとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	研究職員がその割り振られた勤務時間を割こうとする場合には、日時を特定して承認権者の承認を得なければならないこととする。

番号	401
特定事業の名称	住民票の写しの自動交付機の設置場所拡大事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	請求者識別カードによる請求に基づく住民票の写し等の交付の請求に係る留意事項等について（平成2年6月19日自治振第60号各都道府県総務部長あて自治省行政局振興課長通知）
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	市町村が都道府県又は国の施設内に住民票の写しの自動交付機を設置する場合には、通知で定める一定の機能を備えた上で設置しなければならない。
特例措置の内容	個人情報保護やセキュリティに配慮しつつ、通知で定める基準にかかわらず、市町村の判断により住民票の写しの自動交付機の設置を可能とする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	402
特定事業の名称	印鑑登録証明書の自動交付機の設置場所拡大事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	印鑑登録者識別カードによる申請に基づく印鑑登録証明書の交付に係る留意事項等について（平成5年12月20日自治振第208号各都道府県総務部長あて自治省行政局振興課長通知）
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	市町村が都道府県又は国の施設内に印鑑登録証明書の自動交付機を設置する場合には、通知で定める一定の機能を備えた上で設置しなければならない。
特例措置の内容	個人情報保護やセキュリティに配慮しつつ、通知で定める基準にかかわらず、市町村の判断により印鑑登録証明書の自動交付機の設置を可能とする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	403
特定事業の名称	土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業
措置区分	政令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	公有地の拡大の推進に関する法律施行令第7条第3項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	土地開発公社は、港湾整備事業(埋立事業に限る。)並びに住宅用地、地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地を造成し、販売することができる。
特例措置の内容	土地開発公社が公有地の拡大の推進に関する法律第17条第1項第2号の規定により造成した土地であって地方公共団体が設定する特区内に所在するものを、工場、事務所その他の業務施設等の用に供するために賃貸することが、都市の健全な発展と秩序ある整備に寄与すると当該地方公共団体が認めて認定を申請し、その認定を受けたときは、土地開発公社は、当該土地を工場、事務所その他の業務施設等の用に供するために事業用借地権を設定し、賃貸することができる。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	405
特定事業の名称	空中線利得を増大した5GHz帯無線アクセスシステムの導入事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	無線設備規則第49条の2第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	送信空中線の絶対利得は10デシベル(10倍)以下とされている。
特例措置の内容	5GHz帯無線アクセスシステムの免許にあたって、地理的条件や電波の伝搬特性等を考慮して13デシベル(20倍)を上限に送信空中線の絶対利得を引き上げることを可能とする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	406
特定事業の名称	電気通信業務以外での無線アクセスシステム活用事業
措置区分	省令、告示
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	電波法施行規則第6条第4項 無線設備規則第7条第25項 周波数割当計画
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	無線アクセスシステム(5GHz帯等)については、電気通信事業者が無線局免許を受けることができる。
特例措置の内容	無線アクセスシステムについて、公共施設間又は自らの構内・敷地内において、特区及びその周辺において電気通信事業者のシステム展開や電波需要に影響を与えない範囲において通信を行うものである場合に、電波需要等の状況の変化により使用周波数、出力等の調整が行われることもあることを前提に、電気通信業務用以外への免許を可能とする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続	特になし

番号	407
特定事業の名称	農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	消防法第17条、消防法施行令第2章第3節
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	旅館、飲食店等の一定の防火対象物の関係者は、消防法令で定める技術上の基準に従って、消防用設備等を設置し、維持しなければならない。
特例措置の内容	<p>農家民宿事業（施設を設けて人を宿泊させ、農村滞在型余暇活動（主として都市の住民が余暇を利用して農村に滞在しつつ行う農作業の体験その他農業に対する理解を深めるための活動をいう。）に必要な役務を提供する営業であって、農業者が行うものをいう。）を特区内で行う場合、当該区域の消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長は、消防法施行令第32条に基づく消防長又は消防署長の判断にあたってのガイドラインとして、例えば、誘導灯及び誘導標識については、次の要件を満たす場合には、当該農家の1階における誘導灯及び誘導標識の設置及び維持に係る同令第26条の規定を適用しないことができること等について、通知により示すこととする。</p> <p>要件：次の1から3までの条件に該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．次の（1）又は（2）に該当すること。 <ol style="list-style-type: none"> （1） 1階の各客室から直接外部に容易に避難できること。 （2） 建物に不案内な宿泊者でも各客室から廊下に出れば、夜間であっても迷うことなく避難口に到達できること等簡明な経路により容易に避難口まで避難できること 2．農家民宿の外に避難した者が、当該農家民宿の開口部から3m以内の部分を通らずに安全な場所へ避難できること。 3．農家民宿において、その従業者が、宿泊者等に対して避難口等の案内を行うこととしていること。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	408
特定事業の名称	石油コンビナート等特別防災区域内事業所の多様な安全確保措置による施設配置等事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令（以下、「レイアウト省令」という。）第10条、第11条、第12条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>1．レイアウト省令第10条（施設地区の配置の基準）では、製造施設地区は、その面積が1,000平方メートルを超え7,000平方メートル以下である場合にあってはその外周から内側3メートル以内の部分に施設又は設備を設置しないこと等</p> <p>2．レイアウト省令第11条（特定通路の幅員）では、施設地区の区分及び面積に応じて6、8、10、12メートルの特定通路を配置すること等</p> <p>3．レイアウト省令第12条（通路の配置及び形状の基準）では、特定通路の上空を横断する連絡導管等は、特定通路の地盤面から4メートル以上の間隔を有すること等</p>
特例措置の内容	レイアウト省令第10条から第12条の規定によって担保される安全性と同等の安全性を担保する代替措置が講ぜられているものとして、総務大臣及び経済産業大臣の同意を得て、構造改革特別区域計画が認定された場合には、当該各条の規定を適用しないこととする。
同意の要件	代替措置について、提出された実験データや文献等によって、個々の事業所のレイアウト状況等を踏まえた総合的な安全性が検証され、レイアウト省令第10条から第12条の規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	409
特定事業の名称	地方公務員に係る臨時的任用事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	地方公務員法第22条第2項から第5項まで
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	地方公務員の臨時的任用期間は現行6ヶ月以内で、1回に限り更新をすることができる。
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、次の(1)から(3)に掲げる場合のいずれかに該当し、又は該当すると見込まれるため臨時的任用を行うことが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る職について次の(1)から(3)に掲げる場合に行う臨時的任用については、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第2項から第5項までの規定は、適用しないこととする。</p> <p>(1) 当該地方公共団体がその職務の遂行について資格要件を必要とする職について地方公務員法第22条第2項又は第5項の規定に基づく臨時的任用を行っている場合において、当該構造改革特別区域における人材の需給状況等にかんがみ、同条第2項後段又は第5項後段の規定により更新された任用の期間の満了の際現に任用している職員以外の者をその職に任用することが困難であるとき。</p> <p>(2) 当該地方公共団体が特定の分野に関する職務に職員を従事させることにより、当該職員の資質の向上が図られ、ひいては当該構造改革特別区域における当該特定の分野に係る人材の育成が図られると認められる場合において、当該職務に係る職について1年を超えて臨時的任用を行うことが必要であるとき。</p> <p>(3) 当該構造改革特別区域における住民の生活の向上、行政の効率化等を図るために行う当該構造改革特別区域における当該地方公共団体の事務及び事業の見直しに応じた業務量の一時的な変化により生ずる職制又は2. 上記1の規定により認定を受けた地方公共団体であって人事委員会を置くものにおいては、任命権者(地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。)は、人事委員会規則で定めるところにより、当該認定に係る職について、人事委員会の承認を得て、6月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、その任用は、人事委員会の承認を得て、採用した日(その職に同法第22条第2項の規定に基づき臨時的任用をされている職員をこの規定に基づき引き続き任用する場合にあっては、同条第2項の規定に基づき採用した日)から3年を超えない範囲内に限り、6月を超えない期間で更新することができる。ただし、上記1の(1)から(3)に掲げる場合に該当しないときは、更新することはできない。</p> <p>3. 上記2の場合において、人事委員会は、必要に応じ、臨時的任用につき、任用される者の資格要件を定めるものとする。</p> <p>4. 人事委員会は、上記2及び3の規定に違反する臨時的任用を取り消すことができる。</p> <p>5. 上記1の認定を受けた地方公共団体であって人事委員会を置かないものにおいては、任命権者は、当該認定に係る職について、6月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、その任用は、採用した日(その職に地方公務員法第22条第5項の規定に基づき臨時的任用をされている職員をこの規定に基づき引き続き任用する場合にあっては、同条第5項の規定に基づき採用した日)から3年を超えない範囲内に限り、6月を超えない期間で更新することができる。ただし、上記1の(1)から(3)に掲げる場合に該当しないときは、更新することはできない。</p> <p>6. 上記1の認定を申請する地方公共団体においては、任命権者は、上記2又は5の規定による臨時的任用の適正な実施を確保するため、当該臨時的任用の状況の公表その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続	特になし

番号	410
特定事業の名称	国内衛星の地上での無線通信免許手続き簡素化事業
措置区分	訓令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	電波法関係審査基準
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	人工衛星に設置される無線局については、宇宙空間での使用及び予め地上で行われる打ち上げ前の機能確認のために、それぞれ無線局免許手続きが必要である。また、人工衛星の機能を確認する際に使用される地上に設置される確認用の無線局（実験局）は、個々の人工衛星毎に無線局免許を取得する必要がある。
特例措置の内容	宇宙空間で使用する国内の人工衛星の無線局について、既存無線局との混信保護条件を満たす場合には、当該無線局の予備免許の段階で、打ち上げ前の機能確認のために通信を行うことを可能とし、当該機能確認のための通信に係る無線局免許手続きを不要とする。また、人工衛星の機能を確認する際に使用される地上に設置される確認用無線局（実験局）については、ロケットの打ち上げ計画に沿って継続的に使用するものであって、同様に既存無線局との混信保護条件を満たす場合には、5年を限度として、個々の人工衛星毎の免許取得によらず、当該ロケットの打ち上げ計画に沿った期間の長期的な使用を可能とする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続	特になし

番号	501,502,503
特定事業の名称	外国人研究者受入れ促進事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	出入国管理及び難民認定法第2条の2第2項及び第3項、第7条第1項第2号 出入国管理及び難民認定法施行規則第3条、別表第2
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）は、外国人が我が国で行うことが認められる活動類型ごとに在留資格を定め、外国人がそれらの在留資格のいずれかをもって入国・在留することとし、在留活動を変更しようとする場合には、法務大臣から在留資格の変更許可を受ける必要がある（入管法第20条）。また、各在留資格（外交、公用及び永住者の在留資格を除く。）には、3年を超えない範囲で在留期間が定められており（入管法第2条の2第3項）、外国人が現に付与されている在留期間を超えて本邦に在留する場合には、法務大臣から在留期間の更新許可（入管法第21条）を受ける必要がある。
特例措置の内容	<p>1．地方公共団体が、その設定する特区が次の各号のいずれにも該当するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法務大臣は、本邦に上陸しようとする外国人から、特定研究活動若しくは特定研究事業活動を行うものとして、又は特定家族滞在活動を行うものとして、在留資格認定証明書交付の申請があった場合には、当該特定研究等活動又は当該特定家族滞在活動を特定活動の在留資格に係る活動として法務大臣があらかじめ告示をもって定めるものに該当するものとみなして、在留資格認定証明書を交付することができる。</p> <p>（1） 当該特区内に特定の分野に関する研究のための活動の中核となる施設が所在し、かつ、当該施設の周辺に当該特定の分野に関する研究と関連する研究を行う施設が相当程度集積するものと見込まれ、又は当該施設の周辺におけるこれに関連する産業の発展が相当程度見込まれること。</p> <p>（2） 本邦の公私の機関との契約に基づいて当該機関の当該特区内に所在する施設において特定の分野に関する研究を行う業務に従事する活動を行う外国人が併せて当該特定の分野に関する研究の成果を利用して行う事業を自ら経営する活動を行うことにより、当該特区において、当該特定の分野に関する研究の効率的推進又はこれに関連する産業の発展が相当程度見込まれること。</p> <p>2．上記1の認定を申請する地方公共団体は、特定研究等活動に係る上記1の機関及びその施設を特定しなければならない。</p> <p>3．外国人が上記1の証明書を提出して上陸の申請をした場合には、入管法第7条第1項に規定する上陸のための条件は、同項第1号、第2号及び第4号に掲げるものとする。この場合において、同項第2号の規定の適用については、当該申請に係る特定研究等活動又は特定家族滞在活動を特定活動の在留資格に係る活動として法務大臣があらかじめ告示をもって定めるものに該当するものとみなす。</p>

4．上記3の外国人について特定活動の在留資格を決定する場合における当該在留資格に伴う在留期間は、入管法第2条の2第3項の規定にかかわらず、5年以内の期間（特定研究等活動を行う外国人研究者に係る在留期間を一律5年とし、当該外国人研究者の家族である特定家族滞在活動を行う外国人に係る在留期間は、扶養者である外国人研究者の在留期間を踏まえて5年以内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間）とする。

5．次の各号に掲げる外国人についてその在留資格に係る当該各号に規定する許可をする場合における当該在留資格に伴う在留期間は、上記4と同様とする。

（1）教授の在留資格又は研究の在留資格をもって本邦に在留する外国人であって特定研究等活動を行うものとして入管法第20条第1項の規定により在留資格の変更を受けようとするもの 同条第3項の規定による特定活動の在留資格への変更の許可

（2）入管法別表第1又は入管法別表第2の上欄の在留資格をもって本邦に在留する外国人であって特定家族滞在活動を行うものとして入管法第20条第1項の規定により在留資格の変更を受けようとするもの 同条第3項の規定による特定活動の在留資格への変更の許可

（3）特定活動の在留資格に係る活動として特定研究等活動を指定され特定活動の在留資格をもって本邦に在留する外国人であって当該指定された特定研究等活動以外の特定研究等活動を行うものとして入管法第20条第1項の規定により法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動の変更を受けようとするもの 同条第3項の規定による法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動の変更の許可

（4）特定活動の在留資格に係る活動として特定研究等活動又は特定家族滞在活動を指定され特定活動の在留資格をもって本邦に在留する外国人であって入管法第21条第1項の規定により在留期間の更新を受けようとするもの 同条第3項の規定による在留期間更新の許可

（5）特定研究等活動を行う者の子として本邦で出生した外国人であって特定家族滞在活動を行うものとして入管法第22条の2第2項の規定により在留資格を取得しようとするもの 同条第3項において準用する入管法第20条第3項の規定による特定活動の在留資格の取得の許可

同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	504
特定事業の名称	特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	なし
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	なし
特例措置の内容	<p>地方公共団体が次のいずれにも適合すると認めて内閣総理大臣に構造改革特別区域計画を申請し、認定された場合には、特区内において、当該特区の特定事業若しくはその関連事業の遂行に必要な業務に従事する外国人又は当該外国人の家族に係る在留資格認定証明書交付申請、資格外活動許可申請、在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請及び在留資格取得許可申請につき、審査を担当する地方入国管理局において、特に迅速な審査が行われるように、他の案件と区別して優先的に処理する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．本事業は単独で行われるものではなく、他の特定事業と併せて実施されるものであること。 2．本事業と併せて実施される他の特定事業又はその関連事業が、これらの事業の遂行に必要な業務に外国人が従事する又は従事することが予定されているものであること。 3．本事業の対象となる特定事業又はその関連事業の名称、実施主体及び開始時期並びに外国人が実際に活動する公私の機関及びその施設の名称、所在地及び当該活動の内容が、構造改革特別区域計画において明示されていること。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続	特になし

番号	505
特定事業の名称	特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	入国・在留審査要領（平成15年9月10日法務省管在第5329号）第12編第2章第27節
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	永住許可の要件として、引き続き10年以上本邦に在留していることが求められるところ、外交、社会、経済、文化等の分野において我が国への貢献があると認められる者は、当該在留実績について5年以上となっている。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が次のいずれにも適合すると認めて内閣総理大臣に構造改革特別区域計画を申請し、認定された場合には、特区内において、当該特区の特定事業又はその関連事業の遂行に必要な業務に従事する外国人であって、これらの事業において我が国への貢献があると認められる者については、永住許可の要件のうち、必要な在留実績を5年以上から3年以上に短縮する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本事業は単独で行われるものではなく、他の特定事業と併せて実施されるものであること。 2. 本事業と併せて実施される他の特定事業又はその関連事業が、これらの事業の遂行に必要な業務に外国人が従事する又は従事することが予定されているものであること。 3. 本事業の対象となる特定事業又はその関連事業の名称、実施主体及び開始時期並びに外国人が実際に活動する公私の機関及びその施設の名称、所在地及び当該活動の内容が、構造改革特別区域計画において明示されていること。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続	特になし

番号	506
特定事業の名称	外国人研修生受入れによる人材育成促進事業
措置区分	告示
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の4の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の研修の在留資格に係る基準の5号の特例を定める件
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	「研修」の在留資格に係る基準において、受入れ機関（研修を受けようとする外国人を受け入れる本邦の公私の機関をいう。以下同じ。）が実施する研修の中に実務研修が含まれている場合、受入れ機関に受け入れられる研修生の人数については、当該機関の常勤の職員の総数の20分の1以内であることとされ、この特例として、受入れ機関が商工会議所等又は商工会議所等の会員である中小企業者である場合等であって、当該機関の常勤の職員の総数が50人以下のときは、当該機関に受け入れられる研修生の人数は、当該総数を超えるものでなく、かつ、3人の範囲内であることとされている。
特例措置の内容	<p>1．地方公共団体が、その設定する特区が次のいずれにも該当するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、本邦に上陸しようとする外国人から、下記2により特定された本邦の公私の機関（外国人に対する研修が3年以上引き続き行われており、かつ、過去3年間適正に実施していると認められるものに限る。）において「研修」の在留資格に係る活動を行うものとして、在留資格認定証明書交付の申請があった場合には、当該外国人に係る5号特例告示第7号ホの表の50人以下の項の下欄の規定（以下「人数枠」という。）の適用については、同下欄中「3人」とあるのは「6人」とする。</p> <p>（1）当該特区内に、研修生を受け入れようとする業種に属する事業を行う事業所が相当程度集積しており、かつ、当該業種が当該地域の主たる産業であること。</p> <p>（2）上記（1）の業種に属する事業について当該特区が次のいずれかに該当することにより、研修生派遣国との間に密接な経済的交流があると認められること。</p> <p>当該業種に属する事業を行う特区内の事業所全部の研修生派遣国との当該事業に係る取引額の合計が過去1年間に10億円以上であること。</p> <p>当該業種に属する事業を行う特区内の事業所の半数以上が研修生派遣国において直接投資を行っていること。</p> <p>（3）当該特区内において研修又は技能実習に従事し過去1年間に帰国した者の大半が、帰国後本邦において修得した技術、技能又は知識を要する業務に従事していることが確認されていること。</p> <p>（4）当該特区に係る有効求人倍率が、全国又は当該特区が属する都道府県の有効求人倍率を上回っていること。</p> <p>2．上記1の認定を申請する地方公共団体は、その設定する特区内において、人数枠の特例を受けて外国人研修生を受け入れようとする機関を特定しなければならない。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続	特になし

番号	507
特定事業の名称	外国人情報処理技術者受入れ促進事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項、出入国管理及び難民認定法施行規則第3条、別表第2
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）は、外国人が我が国で行うことが認められる活動類型ごとに在留資格を定め、外国人がそれらの在留資格のいずれかをもって入国・在留することとしており、在留活動を変更しようとする場合には、法務大臣から在留資格の変更許可を受ける必要がある（入管法第20条）。また、各在留資格（外交、公用及び永住者の在留資格を除く。）には、3年を超えない範囲で在留期間が定められており（入管法第2条の2第3項）、外国人が現に付与されている在留期間を超えて本邦に在留する場合には、法務大臣から在留期間の更新許可（入管法第21条）を受ける必要がある。
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する特区が次の各号のいずれにも該当するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法務大臣は、本邦に上陸しようとする外国人から、特定情報処理活動（本邦の公私の機関との契約に基づいて当該機関の当該特区内に所在する事業所（当該機関から労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第2条第2号に規定する派遣労働者として他の機関に派遣される場合にあつては、当該他の機関の当該特区内に所在する事業所）において自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を要する情報処理（情報処理の促進に関する法律第2条第1項に規定する情報処理をいう。以下同じ。）に係る業務に従事する活動であつて、情報処理に関する産業（以下「情報処理産業」という。）に与える影響その他の事情を勘案して法務省令（ ）で定める要件に該当するものをいう。以下同じ。）又は特定情報処理家族滞在活動（特定情報処理活動を行う外国人の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動をいう。以下同じ。）を行うものとして、在留資格認定証明書交付の申請があつた場合には、当該特定情報処理活動又は当該特定情報処理家族滞在活動を特定活動の在留資格に係る活動として法務大臣があらかじめ告示をもって定めるものに該当するものとみなして、在留資格認定証明書を交付することができる。</p> <p>（1）当該特区内に情報処理産業に属する事業を行う相当数の事業所及び当該事業の業務に必要な自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識について実践的な教育又は研究を行う大学、高等専門学校、専修学校、研修施設又は研究施設が所在し、かつ、これらのものの相互間の連携により当該特区内における情報処理産業の発展が相当程度見込まれること。</p> <p>（2）当該特区内に所在する事業所において自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を有する外国人が当該技術又は知識を要する情報処理に係る業務に従事する活動を行うことにより、当該特区内における情報処理産業の発展が相当程度見込まれること。</p>

2. 上記1の認定を申請する地方公共団体は、特定情報処理活動に係る上記1の事業所を特定しなければならない。

3. 外国人が上記1の証明書を提出して上陸の申請をした場合には、入管法第7条第1項に規定する上陸のための条件は、同項第1号、第2号及び第4号に掲げるものとする。この場合において、同項第2号の適用については、当該申請に係る特定情報処理活動又は特定情報処理家族滞在活動を特定活動の在留資格に係る活動として法務大臣があらかじめ告示をもって定めるものに該当するものとみなす。

4. 上記3の外国人について特定活動の在留資格を決定する場合における当該在留資格に伴う在留期間は、入管法第2条の2第3項の規定にかかわらず、5年以内の期間（特定情報処理活動を行う外国人に係る在留期間を一律5年とし、当該外国人の家族である特定情報処理家族滞在活動を行う外国人に係る在留期間は、扶養者である特定情報処理活動を行う外国人の在留期間を踏まえて5年以内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間）とする。

5. 次の各号に掲げる外国人についてはその在留資格に係る当該各号に規定する許可をする場合における当該在留資格に伴う在留期間は、上記4と同様とする。

(1) 教授の在留資格又は研究、教育、技術、人文知識・国際業務若しくは企業内転勤の在留資格をもって本邦に在留する外国人であって特定情報処理活動を行うものとして入管法第20条第1項の規定により在留資格の変更を受けようとするもの 同条第3項の規定による特定活動の在留資格への変更の許可

(2) 入管法別表第1又は入管法別表第2の上欄の在留資格をもって本邦に在留する外国人であって特定情報処理家族滞在活動を行うものとして入管法第20条第1項の規定により在留資格の変更を受けようとするもの 同条第3項の規定による特定活動の在留資格への変更の許可

(3) 特定活動の在留資格に係る活動として特定情報処理活動を指定され特定活動の在留資格をもって本邦に在留する外国人であって当該指定された特定情報処理活動以外の特定情報処理活動を行うものとして入管法第20条第1項の規定により法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動の変更を受けようとするもの 同条第3項の規定による法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動の変更の許可

(4) 特定活動の在留資格に係る活動として特定情報処理活動又は特定情報処理家族滞在活動を指定され特定活動の在留資格をもって本邦に在留する外国人であって入管法第21条第1項の規定により在留期間の更新を受けようとするもの 同条第3項の規定による在留期間更新の許可

(5) 特定情報処理活動を行う者の子として本邦で出生した外国人であって特定情報処理家族滞在活動を行うものとして入管法第22条の2第2項の規定により在留資格を取得しようとするもの 同条第3項において準用する入管法第20条第3項の規定による特定活動の在留資格の取得の許可

法務省関係構造改革特別区域法施行規則 第4条

同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	508
特定事業の名称	夜間大学院留学生受入れ事業
措置区分	省令、通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	出入国管理及び難民認定法第19条、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の4の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	「留学」の在留資格に係る基準において、専ら夜間通学して教育を受ける場合は除くこととされている。
特例措置の内容	地方公共団体が、特区内の夜間において授業を行う大学院の研究科において教育を受ける留学生について、当該大学院の置かれている大学による在籍管理が徹底されることを前提として、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときには、現行の「留学」の在留資格に係る基準のうち専ら夜間通学して教育を受ける場合を除いている基準を適用しないこととし、また、当該留学生について現行の留学生と同様、週28時間以内の包括的な資格外活動の許可を与えることとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続	特になし

番号	509
特定事業の名称	外国企業支店等開設促進事業
措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	入国・在留審査要領（平成15年9月10日法務省管在第5329号）第12編第2章第16節
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	「企業内転勤」の在留資格は、本邦に事業所が存在することが前提となっているところ、新たに出店等する場合には、当該事業所として使用する施設について貸借権等が設定されていることが求められている。
特例措置の内容	<p>1．地方公共団体が、その設定する特区が次のいずれにも該当するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、本邦に上陸しようとする外国人から、当該外国人が稼働する外国企業に対し地方公共団体等が提供した施設を事業所として使用し、外国企業の支店等開設準備に係る活動であって「企業内転勤」の在留資格に係る活動を行うものとして、在留資格認定証明書の交付の申請があり、かつ、それが当該在留資格に係る上陸許可基準に適合している場合には、当該活動の拠点となる事業所の確保が確実に当該活動が安定的かつ継続的に行われる見込みがあるものとして、当該認定証明書を交付することができる。</p> <p>（1）外国企業（地方公共団体において、事業の実施が確実に当該事業の実施が特区内の産業発展等に資すると認める外国企業に限る。）が本邦において事業を行う拠点となる当該特区内の事業所の確保を支援するため、地方公共団体等が外国企業に対し当該特区においてその事業の用に供する施設を提供するための必要な措置が講じられていること。</p> <p>（2）当該特区において、投資活動を行う外国企業が相当程度集積するものと見込まれること。</p> <p>（3）当該特区において外国企業が集積することにより、当該外国企業が実施する事業が属する分野の産業の発展が相当程度見込まれること。</p> <p>2．上記1の申請をする地方公共団体は、上記1（1）の施設を提供する機関が当該地方公共団体以外の機関である場合には、当該機関を特定しなければならない。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続	特になし

番号	601
特定事業の名称	短期滞在査証の発給手続の簡素化事業
措置区分	通達
特例を講ずべき法令等の名称及び条	外務省設置法4条13項、査証事務処理規則6条
特例を講ずべき法令等の現行規定	査証官は旅券、疎明資料を提出させるものとする。
特例措置の内容	<p>1. 特区内の島嶼（日本国の領土のうち北海道本島、本州本島、四国本島、九州本島を除くものをいう。以下同じ。）を修学旅行を目的として訪問する韓国人修学旅行生に同行する教師を除く引率者の査証申請について、訪問先に当該島嶼が含まれ、かつ、査証申請者が修学旅行生の引率者であることを学校側が文書にて証明する場合には、提出書類のうち住民登録証明書を不要とする。</p> <p>2. 特区内の島嶼を訪問する観光旅行社主催の韓国人団体観光客の査証申請について、訪問先に当該島嶼が含まれ、かつ、観光旅行社が、査証申請時に提出する日程通りに旅行者全員を帰国させる旨保証する誓約書を提出する場合には、提出書類のうち在職証明書等の職業に関する書類を不要とする。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	602
特定事業の名称	数次短期滞在査証の発給手続の簡素化事業
措置区分	通達
特例を講ずべき法令等の名称及び条	外務省設置法4条13項、査証事務処理規則9条
特例を講ずべき法令等の現行規定	査証官において、特別の理由があると認めるときは、本省経伺の上、数次査証を発給することができる。
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体より通報される、ガスパイプラインの設置、コンビナートの建設など公共性の強いプロジェクトに関連して特区内と本国を繰り返し往来する必要があるロシア人について、地方公共団体の長が書面で身元を保証する場合には、本省経伺を要せず在外公館限りで数次査証を発給できるようにする。</p> <p>2. 上記1.のプロジェクトに関連するロシア人については、地方公共団体の長が書面で身元を保証する場合には、本邦企業側より当該申請者にFAXで送付された招聘理由書及び滞在予定表等の書類を添付して査証申請することを認める。ただし、正式な書類（原本及び写し）については、追って別途申請者より提出する必要がある。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	701
特定事業の名称	臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	関税法第100条第4号 税関関係手数料令第6条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	税関の執務時間外に臨時の執務を求めようとするときは、税関長の承認を受けなければならないが、承認を受ける場合には、税関職員が当該承認により執務する時間を基準として定められた手数料を納付する必要がある。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、その設定する特区であって行政機関の休日又はこれ以外の日の税関の執務時間外において関税法第2条第1項第3号に規定する外国貨物又は同項第2号に規定する輸出をしようとする貨物の積卸し又は運搬をすることができる港湾施設又は空港施設が所在するものにおける同法第98条第1項に規定する承認(臨時開庁の承認)の回数が1年を通じて相当数あることが見込まれるものとして政令で定める場合(下記1)に該当し、かつ、貿易の振興に資するため特に必要があるものとして財務大臣が定める場合(下記2)に該当するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、税関長は、政令で定めるところにより、当該特区に所在する同法第29条に規定する保税地域(同法第30条第1項第2号の規定により税関長が指定した場所を含む。)に置かれている貨物その他これに準ずる貨物であると認めるものに係る臨時開庁の承認を受ける者が税関に納付すべき手数料を2分の1に軽減することができる。</p> <p>1. 政令で定める場合とは、当該申請が行われる年の前年までの過去3年間に於ける各年のいずれかの年において臨時開庁申請が365回以上ある場合、あるいは当該申請が行われる年の翌年以後一定の時点までの間に年間の臨時開庁申請が365回以上に達することが合理的な基礎に基づいて見込まれる場合、のいずれかに該当する場合であることとする。</p> <p>2. 財務大臣が定める場合とは、関税法第2条第1項第11号に規定する開港又は同項第12号に規定する税関空港のうち、当該開港又は税関空港に所在する港湾施設又は空港施設における利用者利便の向上(使用料の軽減、利用手続の簡素化等)又はこれら施設利用の促進(港湾・空港関連インフラの整備、定期航路の誘致等)などによる貿易の振興に資するための施策が、構造改革特別区域計画に盛り込まれている場合であることとする。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	702
特定事業の名称	税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	なし
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	なし
特例措置の内容	法第25条の規定に基づく特例措置が認定された特区については、臨時開庁申請が確実に見込める時間帯(例えば、1時間当り1件以上の申請)において、当該特区に所在する官署に予め職員を常駐させることとし、その他の時間帯については、個々の申請に応じ、必ず所要の職員を配置できる体制とする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	706
特定事業の名称	距離基準の延長による保税蔵置場の設置促進事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	関税法基本通達43-1(2)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	保税蔵置場の許可申請に係る施設の場所的要件については、管轄の税関官署からの路程が概ね25キロメートル以内の場所にある施設であることが要件とされている。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する特区及びその周辺の地域における道路、港湾、空港その他の交通施設の整備の状況からみて、当該特区において保税蔵置場の設置を促進することにより、外国貨物又は輸出をしようとする貨物の流通が相当程度増進されることが見込まれるものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けた場合における当該特区内に所在する施設で、管轄の税関官署からの路程が概ね100キロメートル以内の場所にある施設についても保税蔵置場の許可を行うことを可能とする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	707
特定事業の名称	特定農業者による濁酒の製造事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	酒税法第7条第2項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>酒類の製造免許は、免許を受けた後1年間の酒類の製造見込数量が当該酒類につき次に掲げる数量に達しない場合には、受けることができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 清酒 60キロリットル 2 合成清酒 60キロリットル 3 しょうちゅう甲類 60キロリットル 4 しょうちゅう乙類 10キロリットル 5 みりん 10キロリットル 6 ビール 60キロリットル 7 果実酒類 6キロリットル 8 ウイスキー類 6キロリットル 9 スピリッツ類 6キロリットル 10 リキュール類 6キロリットル 11 雑酒 6キロリットル
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ営む農業者(以下この表において「特定農業者」という。)が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において、酒税法第4条第1項(酒類の品目等)に規定するその他の雑酒(米(自ら生産したものに限り。以下この表において同じ。)、米こうじ及び水又は米、水及び麦その他の財務省令で定める物品()を原料として発酵させたもので、こさないもの)に限る。この表において「濁酒」という。)を製造することにより、当該構造改革特別区域内において生産される農産物を用いた濁酒の提供を通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、特定農業者(内閣総理大臣の認定を受けた当該構造改革特別区域計画に定められた農業者による濁酒の製造事業の実施主体である者に限り。以下この表において「認定計画特定農業者」という。)が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において濁酒を製造するため、同法第4条第1項に規定するその他の雑酒の製造免許を申請した場合には、同法第7条第2項(最低製造数量基準)及び第12条第4号(酒類の製造免許の取消)の規定は、適用しない。</p> <p>2. 上記の認定計画特定農業者の申請に基づき税務署長が酒税法第4条第1項に規定するその他の雑酒の製造免許を与える場合においては、製造する酒類の範囲につき構造改革特別区域法第24条第1項に規定する濁酒に限る旨の条件を附することができる。</p> <p>3. 当該構造改革特別区域について内閣総理大臣の認定が取り消された場合又は濁酒の製造免許を受けた者が認定計画特定農業者でなくなった場合には、税務署長は、濁酒の製造免許を取り消すことができる。</p> <p>財務省令で定める物品とは、麦、あわ、とうもろこし、こうりゃん、きび、ひえ、でんぷん若しくはこれらのこうじ、米こうじ又は清酒かすをいう。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	802
特定事業の名称	構造改革特別区域研究開発学校設置事業
措置区分	告示
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	学校教育法施行規則第24条第1項、第24条の2、第25条等
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>第24条 小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科(以下本節中「各教科」という。)、道徳、特別活動並びに総合的な学習の時間によつて編成するものとする。</p> <p>第24条の2 小学校の各学年における各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第一に定める授業時数を標準とする。</p> <p>第25条 小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。 中学校、高等学校、中等教育学校及び盲・聾・養護学校についても上記の規定が準用されている。</p>
特例措置の内容	地方公共団体が、憲法、教育基本法上の理念、及び学校教育法に示されている学校教育の目標を踏まえつつ、学校種間のカリキュラムの円滑な連携や教科の自由な設定等の取組を行うことが適切であるものとして、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、構造改革特別区域計画を実施するに当たって適切な期間、教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を可能とする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	803(818)
特定事業の名称	不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	学校教育法施行規則第24条第1項、第24条の2、第25条、第53条、第54条、第54条の2、第57条、第57条の2、第65条の4、第65条の5、第65条の6、第65条の11
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>第24条 小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科(以下本節中「各教科」という。)、道徳、特別活動並びに総合的な学習の時間によって編成するものとする。</p> <p>第24条の2 小学校の各学年における各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第一に定める授業時数を標準とする。</p> <p>第25条 小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。</p> <p>第53条 中学校の教育課程は、必修教科、選択教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間によって編成するものとする。</p> <p>2 必修教科は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語(以下この条において「国語等」という。)の各教科とする。</p> <p>3 選択教科は、国語等の各教科及び第五十四条の二に規定する中学校学習指導要領で定めるその他特に必要な教科とし、これらのうちから、地域及び学校の実態並びに生徒の特性その他の事情を考慮して設けるものとする。</p> <p>第54条 中学校(併設型中学校を除く。)の各学年における必修教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの授業時数、各学年における選択教科等に充てる授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第二に定める授業時数を標準とする。</p> <p>第54条の2 中学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する中学校学習指導要領によるものとする。</p> <p>第57条 高等学校の教育課程は、別表第三に定める各教科に属する科目、特別活動及び総合的な学習の時間によって編成するものとする。</p> <p>第57条の2 高等学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する高等学校学習指導要領によるものとする。</p> <p>第65条の4 次条第一項において準用する第五十三条に規定する中等教育学校の前期課程の各学年における必修教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの授業時数、各学年における選択教科等に充てる授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第三の二に定める授業時数を標準とする。</p> <p>第65条の5 2 中等教育学校の後期課程の教育課程については、第57条及び第57条の3の規定並びに第57条の2の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領の規定を準</p> <p>第65条の6 中等教育学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準のとして文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。</p> <p>第65条の11 併設型中学校の教育課程については、第三章に定めるもののほか、教育課程の基準のとして文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。</p> <p>2 併設型高等学校の教育課程については、第四章に定めるもののほか、教育課程の基準特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。</p>
特例措置の内容	地方公共団体が、学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席していると認められるなどの、不登校児童生徒又はそれに類する状態にある児童生徒を対象とした学校において、憲法、教育基本法の理念、及び学校教育法に示されている学校教育の目標を踏まえつつ、習熟度別の教科指導や個々の児童生徒の実態に即した適応指導等、不登校児童生徒等に配慮した教育がなされるものとして、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を可能とする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	804
特定事業の名称	高等学校等における学校外学修の認定可能単位数拡大事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	学校教育法施行規則第63条の5
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	学校外における学修について単位認定できる単位数の合計は20を超えないものとする。
特例措置の内容	地方公共団体が、高等学校又は中等教育学校(後期課程)において、地域の特性を生かした教育課程の編成等を可能とするために教育上特に配慮が必要な事情があるとして、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、高等学校、中等教育学校(後期課程)の生徒が行う他の高等学校や中等教育学校(後期課程)、大学等における学校外の学修について単位認定できる単位数の上限を、36単位とすることができるものとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	805
特定事業の名称	IT等の活用による不登校児童生徒の学習機会拡大事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	なし
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	なし
特例措置の内容	地方公共団体が、訪問等による対面の指導が適切に行われている場合であって、当該地方公共団体、学校法人、民間事業者が提供するIT等を活用した学習活動を、不登校又はそれに類する状態にある児童生徒が教育支援センター（適応指導教室）、民間施設、又は自宅で行うものとして、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該学習について、校長は指導要録上出席扱いすること又はその成果を評価に反映することができる。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	806
特定事業の名称	三歳未満児に係る幼稚園入園事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	学校教育法第80条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	幼稚園に入園することができる者は、満3歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する特区における経済的社会的条件の変化に伴い幼児の数が減少し又は幼児が他の幼児と共に活動する機会が減少したことその他の事情により当該特区内の幼稚園においては学校教育法第78条第2号に掲げる目標を達成することが困難であると認められることから幼児の心身の発達を助長するために特に必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、幼児は、学校教育法第80条の規定にかかわらず、満2歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから当該特区内の幼稚園に入園することができる。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	807
特定事業の名称	幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	幼稚園設置基準第5条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	幼稚園には園長のほか、各学級に少なくとも専任の教諭1人を置かなければならない。
特例措置の内容	地方公共団体が、幼児数の減少または幼児が他の幼児と共に活動する機会の減少等の事情により、幼児の社会性を涵養することが困難となっていると認める地域においては、第5条第1項の専任規定に関わらず、学級定員の範囲内で幼稚園に在籍しない幼児(保育所児等)を含めて教育・保育することができるようにする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	808
特定事業の名称	市町村採用教員に係る特別免許状授与手続の迅速化事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	なし
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	なし
特例措置の内容	市町村教育委員会が、教員免許を有しない者を、特別免許状の授与を前提として、市町村費負担教職員として任用しようとする場合において、特別免許状授与のために都道府県教育委員会が行う学識経験者の意見聴取について、市町村及び都道府県が聴取内容、必要書類及び手続きについてあらかじめ協議して定めておくことにより、機動的な実施を可能にし、免許状授与手続きの迅速化を図ることとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	809
特定事業の名称	市町村採用教員に係る免許状授与手続の簡素化事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	なし
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	なし
特例措置の内容	市町村教育委員会が、教員免許を有しない者を市町村費負担教職員として任用しようとする場合において、当該市町村が行う採用選考と免許状授与のために当該市町村を包括する都道府県教育委員会が行う教育職員検定に必要となる書類・手続きについて、あらかじめ市町村及び都道府県が協議・連携し、統一化・簡素化しておくことにより、免許状授与手続きの簡素化を図ることとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	810
特定事業の名称	市町村費負担教職員任用事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	市町村立学校職員給与負担法第1条、第2条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	市町村立の小中学校等の教職員の給与等は、都道府県の負担とする。
特例措置の内容	市町村教育委員会が、当該市町村立の小学校等(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校及び養護学校)又は定時制高等学校につき、当該市町村が設定する特区の設定の趣旨にかんがみ、当該特区内に所在する市町村立の小学校等又は定時制高等学校において、当該特区における産業を担う人材の育成、国際理解の促進等のために周辺の地域に比して教育上特に配慮が必要な事情があるものと認めてその教職員(市町村立学校職員給与負担法第1条又は第2条に規定する職員(校長及び公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第17条第2項又は公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律第23条第2項に規定する非常勤の講師を除く。))を任用しようとする場合において、当該市町村が内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後の任用については、市町村立学校職員給与負担法第1条又は第2条の規定は、適用しない。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	市町村教育委員会が当該教職員を任用しようとするときは、あらかじめ当該教職員の氏名、職種及び任用の目的、任期を付す場合にはその期間、任用される学校名等を都道府県教育委員会に通知する。変更手続きについても同じ。

番号	811
特定事業の名称	校地面積基準の引き下げによる大学等設置事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	大学設置基準第37条、短期大学設置基準第30条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	大学の校地の面積(附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舍の面積を除く。)は、収容定員上の学生一人当たり10平方メートルとして算定した面積に附属病院建築面積を加えた面積とする。(短期大学においても同様の取扱い)
特例措置の内容	地方公共団体が、地域の集積が高い等の特別の理由があって、大学及び短期大学の教育・研究に支障が生じないものとして、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、校地面積を減ずることができるようにする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	813
特定事業の名称	国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	研究交流促進法第11条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	国が現に行っている研究と密接に関連し、当該研究の効率的推進に特に有益な研究を行う者が、国の試験研究機関等の試験研究施設を使用して得た研究データを無償で国に提供するときは、当該試験研究施設の廉価使用を認める。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、その設定する特区内に科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する試験研究(以下この表において「研究」という。)のための活動の中核となる国の機関が所在し、かつ、当該国の機関が行う特定の分野に関する研究に係る状況が次のいずれにも適合すると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国の機関の試験研究施設を民間企業が廉価使用する場合における対象範囲の拡大(国の研究と関連性がある研究を実施する者への拡大)及び条件の緩和(当該施設で行った研究データの全てを国に提出することが廉価使用の条件とされているが、これに代えて、当該施設で行った研究の成果に関して国に報告する場合についても廉価使用を認める。)措置を図る。</p> <p>1. 当該国の機関において当該特定の分野に関する研究に関する国以外の者との交流の実績が相当程度あり、かつ、その交流の一層の促進を図ることが当該特定の分野に関する研究の効率的推進に相当程度寄与するものであると認められること。</p> <p>2. 当該国の機関の周辺に、当該国の機関が行う当該特定の分野に関する研究と関連する研究を行う国以外の者の施設が相当程度集積するものと見込まれること。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	814
特定事業の名称	国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	研究交流促進法第11条第2項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	国の試験研究機関等との共同研究施設を当該国の試験研究機関等の敷地内に整備し、当該施設内で研究を行う者が、当該施設を使用して得た研究データを無償で国に提供するときは、当該施設に供する敷地の廉価使用を認める。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、その設定する特区内に科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する試験研究(以下この表において「研究」という。)のための活動の中核となる国の機関が所在し、かつ、当該国の機関が行う特定の分野に関する研究に係る状況が次のいずれにも適合すると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国の機関の敷地を民間企業が廉価使用する場合における対象範囲の拡大(国が現に行っている研究と密接に関連し、かつ、当該研究の効率的推進に特に有益な研究又は国が行った研究の成果を活用する研究に必要な試験研究施設を当該国の機関の敷地内に整備する者への拡大)及び条件の緩和(当該施設で行った研究データの全てを国に提出することが廉価使用の条件とされているが、これに代えて、当該施設で行った研究の成果に関して国に報告する場合についても廉価使用を認める。)措置を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当該国の機関において当該特定の分野に関する研究に関する国以外の者との交流の実績が相当程度あり、かつ、その交流の一層の促進を図ることが当該特定の分野に関する研究の効率的推進に相当程度寄与するものであると認められること。 2. 当該国の機関の周辺に、当該国の機関が行う当該特定の分野に関する研究と関連する研究を行う国以外の者の施設が相当程度集積するものと見込まれること。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	815
特定事業の名称	国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業
措置区分	政令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	研究交流促進法施行令第9条第1項、第3項 研究交流促進法施行令第10条第1項、第4項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	研究交流促進法第11条に規定する試験研究施設及び土地の廉価使用に際し、各省各庁の長は、当該廉価使用を希望するものの行う研究が当該廉価使用の対象となるものか否かにつき認定を行う。各省各庁の長は、当該認定の際に、財務大臣への協議が必要。
特例措置の内容	地方公共団体が、法第29条に掲げる事業を行うものとして法第4条第8項の規定により内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、研究交流促進法第11条第1項及び第2項に掲げる要件の認定者を各省各庁の長から国の試験研究機関等の長に変更し、かつ、各省各庁の長から財務大臣への協議を要しないこととすることにより、適用認定手続きの簡素化及び迅速化を図る。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	国の試験研究機関等の長が認定した結果を各省各庁の長に通知することとする。

番号	816
特定事業の名称	学校設置会社による学校設置事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	学校教育法第2条、第4条等
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	国、地方公共団体及び学校法人のみが学校教育法第1条に定める学校を設置できることとされている。 また、高等学校以下の私立学校の設置認可等は都道府県知事とされている。
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社の設置する学校が行うことが適切かつ効果的であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、学校教育法第2条及び第4条は、以下の通りとする。</p> <p>第2条第1項 学校は、国、地方公共団体、私立学校法第3条に規定する学校法人(以下「学校法人」と称する。)及び構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第2項に規定する特別の事情に対応するための教育又は研究を行い、かつ、同項各号に掲げる要件のすべてに適合している株式会社(以下、「学校設置会社」という。)のみが、これを設置することができる。</p> <p>第4条第1項 学校...略...の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。</p> <p>一・二(略)</p> <p>三 私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園 都道府県知事(学校設置会社の設置するものにあつては、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長。第10条、第14条、第34条(第40条、第51条、第51条の9第1項、第76条及び第82条において準用する場合を含む。))及び第45条第3項(第51条の9第1項において準用する場合を含む。)において同じ。 注・高等学校以下の学校の認可等について、認定地方公共団体が行うことになる。)</p> <p>2. 学校を設置する株式会社(以下「学校設置会社」という。)は、その構造改革特別区域に設置する学校において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を行うものとし、次に掲げる要件のすべてに適合していなければならない。</p> <p>(1) 文部科学省令で定める基準(高等学校設置基準等、既存の各種設置基準を指すもの。)に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有すること。</p> <p>(2) 当該学校の経営を担当する役員が学校を運営するために必要な知識又は経験を有すること。</p> <p>(3) 当該学校設置会社の経営を担当する役員が社会的信望を有すること。</p>

3. 学校設置会社は、文部科学省令で定めるところにより、当該学校設置会社の業務及び財産の状況を記載した書類（以下「業務状況書類等」という。）を作成し、その設置する学校に備えて置かなければならない。
- 学校設置会社の設置する学校に入学又は入園を希望する者その他の関係人は、学校設置会社の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。
- (1) 業務状況書類等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- (2) 業務状況書類等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求（文部科学省令においては、備えるべき書類、電磁的記録として保存されている場合の閲覧の方法、作成の期限、備え置く期間を定める。なお、業務状況書類等を備えて置かず、記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに閲覧を拒んだ場合、取締役、執行役又は清算人は20万円以下の罰金。）
4. 認定を受けた地方公共団体は、学校設置会社の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度、評価を行わなければならない。
- また、評価を行った認定を受けた地方公共団体は、遅滞なく、その結果を当該学校に通知するとともに、これを公表しなければならない。
5. 認定を受けた地方公共団体は、学校設置会社の経営の状況の悪化等によりその設置する学校の経営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校に在学する者が適切な修学を維持することができるよう、転学のあっせんその他の必要な措置を講じなければならない。
6. 文部科学大臣又は認定を受けた地方公共団体の長は、学校設置会社の設置する学校について学校教育法第4条第1項の認可又は同法第13条若しくは第14条の命令をするときは、あらかじめ、文部科学大臣にあっては大学設置・学校法人審議会の意見を、認定を受けた地方公共団体の長にあっては、当該認定地方公共団体が設置するこれらの認可又は命令に係る事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関の意見を、それぞれ聴かなければならない。
7. 認定地方公共団体の長は、学校設置会社の設置する学校について認可をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。
8. 学校設置会社の設置する学校が大学又は高等専門学校である場合にあっては文部科学大臣、学校設置会社の設置する学校が大学及び高等専門学校以外の学校である場合にあっては認定地方公共団体の長は、当該学校に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めることができる。
9. 学校設置会社について下記の法律を適用するにあたり、以下のような読替を行う。
- (1) 学校設置会社が設置する高等学校等について所轄庁が認定地方公共団体の長となることに伴う読替（教職員免許法、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法）
- (2) 私立学校の設置者として学校法人のみを想定している規定に、学校設置会社を加える読替（教職員免許法、教職員免許法施行法）
- (3) 学校設置株式会社が設置する学校について財政的支援の対象としないための読替（地方交付税法、旧軍港市転換法、産業教育振興法、理科教育振興法、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法、学校給食法、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律）
- (4) 学校設置会社の教職員について、私学共済法の適用を除外するための読替（私立学校教職員共済法）
- (5) 学校設置会社が設置する学校について、授業等で著作物を用いる場合は当該著作物の複製及び、営利を目的としない上演を行う場合には公表された著作物を公に上演することを認めるための読替（著作権法）
10. なお、政省令等についても、学校の設置主体として学校設置会社を学校教育法第2条に位置付けることに伴い必要な諸整備を行う。

同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	817
特定事業の名称	学校設置非営利法人による学校設置事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	学校教育法第2条、第4条等
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	国、地方公共団体及び学校法人のみが学校教育法第1条に定める学校を設置できることとされている。 また、高等学校以下の私立学校の設置認可等は都道府県知事とされている。
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校(大学及び高等専門学校を除く。)を欠席していると認められる児童、生徒若しくは幼児又は発達障害により学習上若しくは行動上著しい困難を伴うため教育上特別の指導が必要であると認められる児童、生徒若しくは幼児(以下「不登校児童等」という。)を対象として、当該構造改革特別区域に所在する学校の設置者による教育によっては満たされない特別の需要に応ずるための教育をNPO法人の設置する学校が行うことにより、当該構造改革特別区域における学校教育の目的の達成に資するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、学校教育法第2条及び第4条は、以下の通りとする。</p> <p>第2条第1項 学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第3条に規定する学校法人(以下学校法人と称する。)のみが、これを設置することができる。ただし、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第13条第2項に規定する特別の需要に応ずるための教育を行い、かつ、同項各号に掲げる要件のすべてに適合している特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の特定非営利活動法人(以下、学校設置非営利法人という。)は、大学及び高等専門学校以外の学校を設置することができる。</p> <p>第4条第1項 学校...略...の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。</p> <p>一・二(略)</p> <p>三 私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園 都道府県知事(学校設置非営利法人の設置するものにあつては、構造改革特別区域法第13条第1項の認定を受けた地方公共団体の長、第10条、第14条、第34条(第40条、第51条、第51条の9第1項、第76条及び第82条において準用する場合を含む。))及び第45条第3項(第51条の9第1項において準用する場合を含む。))において同じ。 注・認可等について、認定地方公共団体が行うことになる。)</p> <p>2. 学校を設置するNPO法人(以下「学校設置非営利法人」という。)は、その構造改革特別区域に設置する学校において、不登校児童等を対象として、当該構造改革特別区域に所在する学校の設置者による教育によっては満たされない特別の需要に応ずるための教育を行うものとし、次に掲げる要件のすべてに適合していなければならない。</p> <p>(1) 文部科学省令で定める基準(高等学校設置基準等、既存の各種設置基準を指すもの。)に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有すること。</p> <p>(2) 当該学校の経営を担当する役員が学校を経営するために必要な知識又は経験を有すること。</p> <p>(3) 当該学校設置非営利法人の経営を担当する役員が社会的信望を有すること。</p> <p>(4) 不登校児童等を対象として行う特定非営利活動促進法第二条第一項に規定する特定非営利活動の実績が相当程度あること。</p>

3. 学校設置非営利法人は、文部科学省令で定めるところにより、当該学校設置非営利法人の業務及び財産の状況を記載した書類(以下「業務状況書類等」という。)を作成し、その設置する学校に備えて置かなければならない。
- 学校設置非営利法人の設置する学校に入学又は入園を希望する者その他の関係人は、学校設置非営利法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。
- (1) 業務状況書類等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- (2) 業務状況書類等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求(文部科学省令においては、備えるべき書類、電磁的記録として保存されている場合の閲覧の方法、作成の期限、備え置く期間を定める。なお、業務状況書類等を備えて置かず、記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに閲覧を拒んだ場合、理事又は清算人は20万円以下の罰金。)
4. 認定を受けた地方公共団体は、学校設置非営利法人の設置する学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度、評価を行わなければならない。
- また、評価を行った認定を受けた地方公共団体は、遅滞なく、その結果を当該学校に通知するとともに、これを公表しなければならない。
5. 認定を受けた地方公共団体は、学校設置非営利法人の経営の状況の悪化等によりその設置する学校の経営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校に在学する者が適切な修学を維持することができるよう、転学のあっせんその他の必要な措置を講じなければならない。
6. 認定地方公共団体の長は、学校設置非営利法人の設置する学校について学校教育法第4条第1項の認可又は同法第13条若しくは第14条の命令をするときは、あらかじめ、当該認定地方公共団体が設置するこれらの認可又は命令に係る事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。
7. 認定地方公共団体の長は、学校設置非営利法人の設置する学校について認可をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。
8. 認定地方公共団体の長は、学校設置非営利法人の設置する学校に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めることができる。
9. 学校設置非営利法人について下記の法律を適用するにあたっては、以下のような読替を行う。
- (1) 学校設置非営利法人が設置する学校について所轄庁が認定地方公共団体の長となることに伴う読替(教職員免許法、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法)
- (2) 私立学校の設置者として学校法人のみを想定している規定に、学校設置非営利法人を加える読替(教職員免許法、教職員免許法施行法)
- (3) 学校設置非営利法人が設置する学校について財政的支援の対象としないための読替(地方交付税法、旧軍港市転換法、産業教育振興法、理科教育振興法、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法、学校給食法、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律)
- (4) 学校設置非営利法人の教職員について、私学共済法の適用を除外するための読替(私立学校教職員共済法)
10. なお、政省令等についても、学校の設置主体として学校設置非営利法人を学校教育法第2条に位置付けることに伴い必要な諸整備を行う。

同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	819
特定事業の名称	構造改革特別区域研究開発学校における教科書の早期給与特例事業
措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	なし
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	なし
特例措置の内容	構造改革特別区域研究開発学校において特別の教育課程を編成し、所属学年以外の学年用教科書を使用する必要がある場合にあつては、上学年用の教科書を下学年の児童生徒に早期に無償給与することを可能とする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	820(801-2)
特定事業の名称	校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業
措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	私立学校法の施行について(昭和25年3月14日文部次官通知)三2、 小学校設置基準及び中学校設置基準の制定等について(平成14年3月29日文部科学次官通知)第一(9)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	私立学校の設置認可に伴う学校法人の寄附行為(の変更)の認可にあたっては、 校地・校舎は原則として自己所有であることを求めている。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、教育上の特段の ニーズがあると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、 当該ニーズに対応した教育を行う学校の設置に伴う学校法人の寄附行為の認可 (既存の学校法人の寄附行為の変更の認可を含む。)にあたっては、学校経営の 安定性・継続性が担保できると所轄庁である都道府県知事が認める場合に、ま た、学校設置会社又は学校設置非営利法人が当該ニーズに対応した教育を行う 学校を設置する場合の認可にあたっては、当該地方公共団体が学校経営の安定 性・継続性を担保できると認める場合に、その校地・校舎の自己所有要件を求め る必要がないこととする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	821(801-1)
特定事業の名称	校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業
措置区分	告示
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準(昭和50年3月文部省告示第32号)第一 一(2)及び(4)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	私立大学等の設置認可に伴う学校法人の寄附行為(の変更)の認可にあたっては、校地・校舎は原則として負担附又は借用でないことを求めている。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、教育上又は研究上の特段のニーズがあり、かつ当該地域において校地・校舎を自己所有とすることが困難であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該ニーズに対応した教育又は研究を行う大学、大学の学部、学部の学科、大学院(独立大学院に限る。以下同じ。)、大学院の研究科、短期大学、短期大学の学科、高等専門学校又は高等専門学校の学科(以下「大学等」という。)の設置に伴う学校法人の寄附行為の認可(既存の学校法人の寄附行為の変更の認可を含む。)及び学校設置会社が当該ニーズに対応した教育を行う大学等を設置する場合の認可にあたっては、校地・校舎は、負担附又は借用であっても差し支えないこととする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	823
特定事業の名称	幼稚園と保育所の保育室の共用化事業
措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について」(平成10年3月10日文初幼第476号・児発第130号)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	幼稚園及び保育所について、保育上支障のない限り、その施設及び設備について相互に共用することができる。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、その設定する特区における経済的社会的条件の変化に伴い乳幼児数の減少その他の事情により、当該特区内において、幼児が他の幼児と共に活動する機会の確保が困難であり、幼児の社会性を涵養し、その心身の健全な育成のために特に必要があると認めて、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以降は、「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について」に基づき設置された施設において、次の要件を満たす場合、幼稚園と保育所の保育室を共用することができる。</p> <p>(1) 共用する保育室は、幼児(幼稚園児・保育所児)数の合計により児童福祉施設最低基準(面積・職員配置)を満たしていること</p> <p>(2) 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業(特区における幼稚園設置基準第5条第1項の専任規定の特例)の適用を受けること</p> <p>(3) 幼児の教育・保育に直接従事する職員は、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有し、幼稚園教諭及び保育士を兼務していること</p> <p>(4) 合同活動の内容は、幼稚園教育要領と保育所保育指針に沿ったものであること</p> <p>(5) 共用する保育室は当該保育室において合同活動を行う幼稚園児及び保育所児それぞれの定員数で按分して管理すること</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	824
特定事業の名称	高等学校等における外国留学時認定可能単位数拡大事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第61条の2第2項、第65条の10第3項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	第61条の2 校長は留学を許可された生徒について、外国の高等学校における履修を高等学校における履修とみなし、30単位を超えない範囲で単位の修得を認定できる。 第65条の10 第56条の2、第58条、第61条、第61条の2、第63条の2から第63条の5まで、第64条第2項、第64条の2、第64条の3第1項及び第65条第2項の規定は、中等教育学校の後期課程に、これを準用する。
特例措置の内容	校長が、外国の高等学校における履修を国内の高等学校等における履修とみなし、30単位を超えない範囲で単位の修得を認定できるとしている制度について、地方公共団体が、教育上特に配慮が必要な事情があるとして認定可能単位数の上限拡大について内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、36単位までの単位認定を可能とする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	825
特定事業の名称	学校設置非営利法人が不登校児童等の教育を行う学校を設置する場合における教員配置の弾力化事業
措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	小学校設置基準第5条、第6条、中学校設置基準第5条、第6条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	小・中学校の学級は、同学年の児童生徒で編制するが、特別の事情があるときは、数学年の児童生徒を一学級に編制することができる。 小・中学校に置く教諭の数は、一学級当たり一人以上とするが、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、校長、教頭が兼ねるか、助教諭、講師をもって代えることができる。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、構造改革特別区域基本方針別表1の817の事業を実施する場合に教員配置の弾力化が必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、小学校設置基準(平成14年文部科学省令第14号)第5条、第6条、中学校設置基準(平成14年文部科学省令第15号)第5条、第6条に規定する「特別の事情」に該当するものとして、必ずしも同学年の児童生徒で一学級を編制する必要がなく、一人の教諭等が複数の学年の児童生徒からなる学級の担任となることができることとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	826
特定事業の名称	高等学校全日制課程において不登校状態にある生徒に対するIT等の活用による学習機会拡大事業
措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	なし
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	なし
特例措置の内容	地方公共団体が、当該地域内に所在する高等学校又は中等教育学校後期課程の全日制課程において、教育上特に配慮が必要な事情があると認めて、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、高等学校若しくは中等教育学校後期課程の全日制課程に在籍する不登校状態にある生徒に対して、卒業に必要な単位数のうち20単位を上限として、通信制課程における教育課程の特例を適用し、ラジオ放送、テレビ放送その他インターネットなど多様なメディアを利用して行う学習を取り入れることができることとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	828
特定事業の名称	運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第35条 短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)第27条第2項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	大学設置基準 第三十五条 運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。 短期大学設置基準 第二十七条(略) 2 運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。
特例措置の内容	地方公共団体が、土地の集積が高い等の特別の理由があって、大学及び短期大学の教育・研究に支障が生じないものとして、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、運動場を設けることと同等と認められる措置を講じることにより、運動場を設けることなく、大学の設置等を行うことができるものとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	829
特定事業の名称	空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第34条 短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)第27条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	大学設置基準 第三十四条 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。 短期大学設置基準 第二十七条 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。 2 (略)
特例措置の内容	地方公共団体が、土地の集積が高い等の特別の理由があって、大学及び短期大学の教育・研究に支障が生じないものとして、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、学生が休息その他に利用するのに適当な環境を有することにより、校地に空地を有することなく、大学の設置等を行うことができるものとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	830
特定事業の名称	市町村教育委員会による特別免許状授与事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	教育職員免許法第5条第6項、第9条第2項、第10条第2項、第20条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<ul style="list-style-type: none"> ・免許状の授与権者は都道府県教育委員会とされている。 ・特別免許状は授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。 ・免許状の免許管理者は都道府県教育委員会とされている。 ・免許状に関して必要な事項は、教育職員免許法等のほか、都道府県教育委員会規則で定める。
特例措置の内容	<p>1. 市町村の教育委員会が、構造改革特別区域法第12条第1項に規定する特別の事情、同法第13条第1項に規定する特別の需要、同法第17条第1項に規定する周辺の地域に比して教育上特に配慮が必要な事情その他当該市町村が設定する構造改革特別区域における教育上の特別の事情に対応するため、以下の から に掲げる者に特別免許状を授与する必要があると認める場合において、当該市町村が内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、教育職員免許法第5条第6項、第9条第2項、第10条第2項、第20条及び別表第3は、以下のとおりとする。</p> <p>構造改革特別区域法第12条第1項の規定により内閣総理大臣の認定を受けている市町村の長が学校教育法第4条第1項の 規定による設置の認可を行った学校を設置する学校設置会社が、当該学校の教育職員に雇用しようとする者</p> <p>同法第13条第1項の規定により内閣総理大臣の認定を受けている市町村の長が学校教育法第4条第1項の規定による設置の認可を行った学校を設置する学校設置非営利法人が、当該学校の教育職員に雇用しようとする者</p> <p>同法第17条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により内閣総理大臣の認定を受けていることその他その設定する構造改革特別区域における教育上の特別の事情により、市町村がその給料その他の給与又は報酬等を負担して、当該市町村の教育委員会が教育職員に任命しようとする者</p> <p>第5条第6項 免許状は、都道府県の教育委員会(構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第19条第1項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会)が同項各号に掲げる者に授与する特別免許状(以下「特例特別免許状」という。)にあつては、当該市町村の教育委員会。以下「授与権者」という。)が授与する。</p>

第9条第2項 特別免許状(特例特別免許状を除く。)は、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。ただし、特例特別免許状は、その免許状を授与した授与権者の置かれる市町村においてのみ効力を有する。

第10条第2項 前項の規定により免許状が失効した者は、すみやかに、その免許状を免許管理者(当該免許状(特例特別免許状を除く。)を有する者が教育職員である場合にあつてはその者の勤務する学校の所在する都道府県の教育委員会、当該者が教育職員以外の者である場合にあつてはその者の住所地の都道府県の教育委員会をいい、当該免許状が特例特別免許状である場合にあつてはその免許状を授与した市町村の教育委員会をいう。以下同じ。)に返納しなければならない。

第20条 免許状に関し必要な事項は、この法律及びこの法律施行のために発する法令で定めるものを除くほか、都道府県の教育委員会規則(特例特別免許状にあつては、その免許状を授与した市町村の教育委員会規則)で定める。
別表第3の規定中「特別免許状」から特例特別免許状を除く。

2. 本事業により読み替えて適用する教育職員免許法第5条第6項の規定により市町村の教育委員会が特別免許状を授与したときは、当該市町村の教育委員会は、遅滞なく、授与を受けた者の氏名及び職種並びに授与の目的、当該特別免許状に係る学校の種類及び教科その他文部科学省令で定める事項を当該市町村を包括する都道府県の教育委員会に通知しなければならない。

3. 構造改革特別区域法第9条第1項の規定により本事業の認定が取り消された場合であっても、本事業により読み替えて適用する教育職員免許法第5条第6項の規定により市町村の教育委員会が授与した特別免許状に係る授与権者及び免許管理者は、当該市町村の教育委員会とする。

同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

本特例措置を内容とする「構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」を第159国会に提出しているところ。

番号	831																		
特定事業の名称	保育所と合同活動を行う場合の幼稚園の面積基準の特例事業																		
措置区分	省令																		
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	幼稚園設置基準別表第1及び別表第2																		
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>別表第1（園舎の面積）</p> <table border="1"> <tr> <td>学級数</td> <td>1 学 級</td> <td>2 学 級 以 上</td> </tr> <tr> <td>面 積</td> <td>平方メートル</td> <td>平方メートル</td> </tr> <tr> <td></td> <td>180</td> <td>$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$</td> </tr> </table> <p>別表第2（運動場の面積）</p> <table border="1"> <tr> <td>学級数</td> <td>2 学 級 以 下</td> <td>3 学 級 以 上</td> </tr> <tr> <td>面 積</td> <td>平方メートル</td> <td>平方メートル</td> </tr> <tr> <td></td> <td>$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$</td> <td>$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$</td> </tr> </table>	学級数	1 学 級	2 学 級 以 上	面 積	平方メートル	平方メートル		180	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$	学級数	2 学 級 以 下	3 学 級 以 上	面 積	平方メートル	平方メートル		$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$
学級数	1 学 級	2 学 級 以 上																	
面 積	平方メートル	平方メートル																	
	180	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$																	
学級数	2 学 級 以 下	3 学 級 以 上																	
面 積	平方メートル	平方メートル																	
	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$																	
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、幼児数の減少または幼児が他の幼児と共に活動する機会の減少等の事情により、幼児の社会性を涵養することが困難となっていると認める地域においては、特区の認定後、幼稚園と保育所の保育室を共用化する幼稚園（823・921の特例の認定が必要）においては、幼稚園設置基準別表第1に定める園舎の面積及び別表第2に定める運動場の面積について、幼稚園と保育所との共用部分全体を含めて計算することができるものとする。</p>																		
同意の要件	特になし																		
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし																		

番号	832
特定事業の名称	インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	大学通信教育設置基準第10条第2項 大学設置基準第36条第1項第2号から第3項まで及び第6項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	大学通信教育設置基準第10条 2 前項の校舎等の施設の面積は、別表第二のとおりとする。(別表第二＝略) 大学設置基準 第36条 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。 一 学長室、会議室、事務室 二 研究室、教室(講義室、演習室、実験・実習室等とする。) 三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室 2 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。 3 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。 4・5 (略) 6 夜間において授業を行う学部(以下「夜間学部」という。)を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。
特例措置の内容	1. 地方公共団体の設定する構造改革特別区域において、インターネット大学の設置を促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該大学の教育研究に支障がないと認められる場合に限り、大学通信教育設置基準第10条第2項に規定する校舎等施設の面積によらずに、インターネット大学等を設置することができる。この特例によって設置されたインターネット大学が、当該大学の学部等を新たに設置し、又は収容定員を変更する場合も、同様とする。 2. 地方公共団体の設定する構造改革特別区域において、インターネット大学院大学の設置を促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該大学の教育研究に支障がないと認められる場合に限り、大学設置基準第36条第1項第2号及び第3号並びに第2項、第3項及び第6項に規定する施設を備えなくても、インターネット大学院大学を設置することができる。この特例によって設置されたインターネット大学院大学が、当該大学の研究科等を新たに設置し、又は収容定員を変更する場合も、同様とする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	901
特定事業の名称	社会保険労務士を活用した労働契約の締結等に係る代理事業
措置区分	法律
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	社会保険労務士法第2条
特例を講ずべき法令等の現行規定	社会保険労務士は、申請書等の作成、申請書等の提出代行、申請等に係る事務代理、帳簿書類の作成、社会保険及び労務管理等に関する相談、指導について業とする。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する特区が、(1)当該特区内において求人が相当数あるにもかかわらず、当該特区内の求職者が当該特区内において安定した職業に就くことが困難な状況にあり、(2)(1)に該当する状態が相当期間にわたり継続することが見込まれるものとして厚生労働省令で定める状態(相当数の求人があること、求人数に比して就職者数が少ないこと、の傾向が一定期間継続していること)にあるものと認めて、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該特区内に事務所を有する社会保険労務士であって厚生労働省令で定める要件(開業後一定年数を経過していること、懲戒処分を受けていないこと)に該当することについて当該地方公共団体を管轄する都道府県労働局長の認定を受けたものは、当該認定の日以後は、労働基準法第6条の規定にかかわらず、社会保険労務士法第2条第1項各号に掲げる事務のほか、当該特区内に居住する求職者又は労働者の求めに応じて、当該特区内に事業所を有する事業主との間の労働契約の締結、変更及び解除について当該求職者又は労働者の代理をすることを業とすることができることとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	903
特定事業の名称	官民共同窓口の設置による職業紹介事業
措置区分	通達
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	職業安定法第5条の4、第51条、第51条の2
特例を講ずべき法令等の現行規定	官民の職業紹介機関に対し、求職者情報の目的外使用を禁止している。 官民の職業紹介事業に従事する者に対し、守秘義務等を規定している。
特例措置の内容	公共職業安定所と民間職業紹介所の間で求人・求職情報を相互に連絡・回付することは、求職者情報の目的外使用の禁止や守秘義務を定めた職業安定法第5条の4、第51条、第51条の2の規定に抵触するか否かが不明確であるが、地方公共団体の所有する又は借り上げた施設内において、公共職業安定所の出先窓口と民間職業紹介事務所の共同窓口が設置され、共同して職業紹介サービスを行う場合においては、その規定に抵触しないものであることを明確化する。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	905
特定事業の名称	農業者研修教育施設の長による無料職業紹介事業
措置区分	法律
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	職業安定法第33条第1項
特例を講ずべき法令等の現行規定	無料の職業紹介事業を行おうとする者は、事業所ごとに、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、その設定する特区が農業及び農業に関連する産業に係る労働力の需要の動向に照らしてその需要供給の円滑な調整に資することが必要な地域に該当するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該特区内に所在する当該地方公共団体の条例の規定により設置された教育施設であって、次の各号のいずれにも該当するもの(以下単に「教育施設」という。)の長は、当該認定の日以後は、職業安定法第33条第1項の規定にかかわらず、厚生労働大臣に届け出て、当該教育施設の学生又は当該教育施設を卒業した者(以下「学生等」という。)について、同項に規定する無料の職業紹介事業を行うことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農業改良助長法第14条第1項第5号の事業の遂行のために設置する農業者研修教育施設であること。 2. その教育施設の学生が、学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者であること。(なお、文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者とは、学校教育法施行規則第69条に規定する次のいずれかに該当する者をいう。(1)外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの(2)文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者(3)文部科学大臣の指定した者(4)大学入学資格検定規程により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者(5)学校教育法第56条第2項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの(6)その他大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者)
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	906
特定事業の名称	指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業
措置区分	通達
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	<p>(1) 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」 (平成11年厚生省令第37号) 第93条、第94条、第95条</p> <p>(2) 「身体障害者居宅生活支援事業の実施等について」 (平成12年7月7日障第528号) 身体障害者デイサービス事業運営要綱 3 利用対象者</p> <p>(3) 「在宅知的障害者デイサービス事業の実施について」 (平成3年9月30日児発第832号) 在宅知的障害者デイサービス事業実施要綱 3 対象者</p> <p>なお、身体障害者デイサービス及び在宅知的障害者デイサービスに係る通知について、平成15年度からの支援費制度の施行に伴う対応を検討した上で、本特例措置を講ずることとしている。</p>
特例を講ずべき法令等の現行規定	<p>(1)(ア)第93条 指定通所介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 生活相談員 指定通所介護の単位ごとに、その提供を行う時間帯(以下この条において「提供時間帯」という。)を通じて専ら当該指定通所介護の提供に当たる生活相談員が一以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>二 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。)指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>三 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所介護の提供に当たる介護職員が利用者の数が十五人までは一以上、それ以上五又はその端数を増すごとに一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>四 機能訓練指導員 一以上(略)</p> <p>(イ)第94条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。(略)</p> <p>(ウ)第95条 指定通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 食堂及び機能訓練室</p> <p>イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。</p> <p>二 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。(略)</p> <p>(「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」)</p> <p>(2) 事業の対象者は、在宅の身体障害者又はその介護を行う者とする。 (「身体障害者デイサービス事業運営要綱」)</p> <p>(3) この事業の対象者は、原則として就労が困難な在宅の知的障害者又はその介護を行う者とする。 (「在宅知的障害者デイサービス事業実施要綱」)</p>
特例措置の内容	<p>1. 食堂及び機能訓練室の面積、職員数について指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を満たしていれば、「65歳未満の身体障害者が介護保険法による通所介護及び短期入所介護を利用する場合の取扱いについて」(平成12年3月31日障第16号・老計第16号)における身体障害者の取扱いと同様、知的障害者及び障害児についても指定通所介護を利用できるようにする。</p> <p>2. 障害児について、介護保険法による指定通所介護事業者並びに身体障害者デイサービス事業者及び在宅知的障害者デイサービス事業者が障害児関係施設から技術的支援を受けることが、地方公共団体の構造改革特別区域計画中に定められていることを条件として、介護保険法による指定通所介護事業者並びに身体障害者デイサービス事業者及び在宅知的障害者デイサービス事業者を利用できるようにする。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	907-1
特定事業の名称	民間事業者による特別養護老人ホーム設置事業
措置区分	法律
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	老人福祉法第15条第1項から第5項まで
特例を講ずべき法令等の現行規定	<p>・都道府県は、老人福祉施設を設置することができる。</p> <p>・国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターを設置することができる。</p> <p>・市町村及び地方独立行政法人は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。</p> <p>・社会福祉法人は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。</p> <p>・国及び都道府県以外の者は、社会福祉法の定めるところにより、軽費老人ホーム又は老人福祉センターを設置することができる。</p>
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、その設定する特区の全部又は一部が属する特別養護老人ホーム不足区域(介護保険法第118条第2項第1号の規定により都道府県が定める区域であって、当該区域における特別養護老人ホームの入所定員の総数が、老人福祉法第20条の9第1項の規定により都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定める当該区域の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を下回る区域をいう。以下同じ。)において特別養護老人ホームの設置を促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、老人福祉法第15条第1項から第5項までの規定にかかわらず、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(以下「PFI法」という。)に基づく選定事業者である法人は、当該特区内の特別養護老人ホーム不足区域において、厚生労働省令()に定めるところにより、都道府県知事(地方自治法第252条の19第1項の指定都市及び同法第252条の22第1項の中核市においては、当該指定都市又は中核市の長。以下同じ。)の認可を受けて、特別養護老人ホームを設置することができる。</p> <p>都道府県知事は、当該認可の申請があったときは、老人福祉法第17条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準(「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第46号))に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準によって、その申請を審査しなければならない。また、都道府県知事は、審査の結果、当該申請が基準に適合していると認めるときは、認可を与えなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特別養護老人ホームを経営するために必要な経済的基礎があること。 2. 特別養護老人ホームの経営者が社会的信望を有すること。 3. 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する経験、熱意及び能力を有すること。 4. 特別養護老人ホームの経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。 5. 脱税その他不正の目的で特別養護老人ホームを経営しようとするものでないこと。 <p>都道府県知事は、当該認可を与えるに当たって、特別養護老人ホームの適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。</p> <p>当該認可を受けようとするPFI法に基づく選定事業者である法人は、施設の名称及び所在地、入所定員や資産の状況等を記載した申請書等を、施設を設置しようとする地の都道府県知事に提出しなければならないことを規定。(「厚生労働省関係構造改革特別区域法施行規則」(平成15年厚生労働省令第58号))</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	907-2
特定事業の名称	地方公共団体の設置する特別養護老人ホーム管理委託事業
措置区分	法律
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	老人福祉法第15条第1項から第5項まで
特例を講ずべき法令等の現行規定	<p>・都道府県は、老人福祉施設を設置することができる。</p> <p>・国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターを設置することができる。</p> <p>・市町村及び地方独立行政法人は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。</p> <p>・社会福祉法人は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。</p> <p>・国及び都道府県以外の者は、社会福祉法の定めるところにより、軽費老人ホーム又は老人福祉センターを設置することができる。</p>
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、その設定する特区の全部又は一部が属する特別養護老人ホーム不足区域(介護保険法第118条第2項第1号の規定により都道府県が定める区域であって、当該区域における特別養護老人ホームの入所定員の総数が、老人福祉法第20条の9第1項の規定により都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定める当該区域の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を下回る区域をいう。以下同じ。)において特別養護老人ホームの設置を促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、老人福祉法第15条第1項から第5項までの規定にかかわらず、地方公共団体は、当該特区内の特別養護老人ホーム不足区域において、その設置する特別養護老人ホームの設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、次に掲げる基準に適合すると認められる法人にその管理を委託することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特別養護老人ホームを管理するために必要な経済的基礎があること。 2. 特別養護老人ホームの管理者が社会的信望を有すること。 3. 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する経験、熱意及び能力を有すること。 4. 特別養護老人ホームの経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。 5. 脱税その他不正の目的で特別養護老人ホームを管理しようとするものでないこと。 <p>地方公共団体は、管理を委託するに当たって、特別養護老人ホームの適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	908(912)
特定事業の名称	児童福祉施設における調理業務担当者派遣受入れ事業
措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第21条第1項、第27条、第42条第1項、第75条第1項、第80条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設には調理員を置かなければならない。
特例措置の内容	<p>乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設(以下「乳児院等」という。)において、下記のような措置を講じることにより暖かい家庭的な雰囲気での食事の提供が行われるようきめ細かな配慮が行われる場合には、調理業務を担当する者を外部から派遣することを可能とする。</p> <p>(1)受託業者と契約を締結するに当たり次のことを行うこと。 受託業者に対し乳児院等における調理業務の重要性を認識させること。 単に食事を調理するのみではなく、食材を児童に説明したり、調理実習を実施したり、児童とともに食事を行うなど、児童と触れ合うことも派遣される調理担当者の業務とする旨契約に盛り込むこと。</p> <p>(2)(1)の契約内容に沿って確実に調理業務が行われるように必要な措置を講ずること。</p>
同意の要件	なし
特例措置に伴い必要となる手続き	なし

番号	909(917)
特定事業の名称	障害児施設における調理業務の外部委託事業
措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第49条、第56条、第61条、第69条、第73条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>1. 知的障害児施設 栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては、栄養士を置かないことができる。</p> <p>2. 第一種自閉症児施設 医療法に規定する病院として必要な職員を置かなければならない。</p> <p>3. 第二種自閉症児施設 栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては、栄養士を置かないことができる。</p> <p>4. 知的障害児通園施設 栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては、栄養士を置かないことができる。</p> <p>5. 盲児施設 栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては、栄養士を置かないことができる。</p> <p>6. ろうあ児施設 栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては、栄養士を置かないことができる。</p> <p>7. 難聴幼児通園施設 栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては、栄養士を置かないことができる。</p> <p>8. 肢体不自由児施設 医療法に規定する病院として必要な職員を置かなければならない。</p> <p>9. 肢体不自由児療護施設 栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては、栄養士を置かないことができる。</p> <p>10. 重症心身障害児施設 医療法に規定する病院として必要な職員を置かなければならない。</p>
特例措置の内容	<p>知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設及び重症心身障害児施設(以下「知的障害児施設等」という。)において、下記のような措置を講じることにより障害児の特性に応じた食事の提供が行われるよう、障害児の摂食制限に応じた食材の選定や、食事の加工が必要な児童への対応等、きめ細かな配慮が行われる場合には、調理を担当する者を外部から派遣することを可能とする。</p> <p>(1)受託業者と契約を締結するに当たり次のことを行うこと。 受託業者に対し知的障害児施設等における調理業務の重要性を認識させること。 単に食事を調理するのみではなく、障害児の障害状況を考慮し、医師等から栄養、食材等の制限についての情報を入手し、指導を受けて食材の選定や献立の作成、食事の加工が必要な障害児への対応を行うほか、食材の障害児への説明、障害児との食事を行うなど、児童と触れ合うことも派遣される調理担当者の業務とする旨契約に盛り込むこと。</p> <p>(2)(1)の契約内容に沿って確実に調理業務が行われるように必要な措置を講ずること。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	910
特定事業の名称	病院等開設会社による病院等開設事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	医療法第7条第5項等
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	営利を目的として、病院、診療所を開設しようとする者に対しては開設の許可を与えないことができる。
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域の事情からみて、医療保険各法による療養の給付等に該当しないものであって、厚生労働大臣が定める指針(1)に適合する高度な医療(以下「高度医療」という。)の提供を促進することが特に必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、株式会社から医療法第7条第1項の規定により当該構造改革特別区域内における当該認定に係る高度医療の提供を目的とする病院又は診療所の開設の許可の申請があった場合において、当該申請が次に掲げる要件のすべてに適合すると認めるときは、都道府県知事等は、同条第5項の規定にかかわらず、同条第1項の許可を与えるものとする。</p> <p>当該申請に係る高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備及びその有する人員が、医療法の規定に基づく厚生労働省令で定める要件(2)に適合するものであること。</p> <p>前号に掲げるもののほか、当該申請に係る高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備、その有する人員その他の事項が、当該申請に係る範囲の高度医療を提供するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準(3)に適合するものであること。</p> <p>当該申請に係る高度医療の提供を行う病院又は診療所を営む事業に係る経理が、当該株式会社の営む他の事業に係る経理と区分して整理されるものであること。</p> <p>2. 1. の規定により医療法第7条第1項の許可を受けて病院又は診療所を開設する株式会社(以下「病院等開設会社」という。)が開設する病院又は診療所に関しては、医療法第69条第1項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところ(4)により、許可に係る高度医療を提供している旨を広告することができる。</p> <p>3. 病院等開設会社が開設する病院又は診療所の管理者は、許可に係る高度医療以外の医療を提供してはならない。ただし、許可に係る高度医療を提供する上で必要があると認められる場合又は診療上やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>4. 厚生労働大臣は、病院等開設会社が開設する病院又は診療所については、健康保険法の規定にかかわらず、保険医療機関の指定又は特定承認保険医療機関の承認をしないものとする。</p>

5. 医療保険者は、病院等開設会社が開設する病院又は診療所については、健康保険法第63条第3項第2号の指定若しくは船員保険法第28条第5項第2号の指定をし、又は国家公務員共済組合法第55条第1項第2号の契約若しくは地方公務員等共済組合法第57条第1項第2号の契約を締結してはならない。

1 平成15年6月27日に取りまとめられた「特区における株式会社の医療への参入に係る取扱いについて(成案)」の別添において、ガイドラインの内容として示されている事項を規定することを予定。具体的には、再生医療として脊髄損傷患者に対する神経細胞の再生・移植、遺伝子治療として肺がんや先天性免疫不全症の治療、特殊な放射性同位元素を用いるPET等の画像診断、高度な技術を用いる美容外科医療、倫理上問題のない生殖医療、その他、倫理的・安全性の問題がなく、これらに類するものである。

2 具体的には、医療法(昭和23年法律第205号)第21条及び第23条の規定に基づき、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)で定める医師、歯科医師、看護師等の人員配置基準、各科専門の診察室等の施設基準、病室の床面積、階段、廊下等の幅、換気、採光等に関する構造設備基準等。

3 具体的には、開設の許可の申請に係る範囲の高度な医療を適切に提供するために必要な機器や施設設備、高度な医療に関し知識経験を有する医師などの人員、審査委員会などの高度な医療を適切に実施する上で必要となる組織などを、指針で定める高度な医療の具体的な類型ごとに定めることを予定。

4 医療法第69条第2項の規定に基づき医療法施行規則第42条の3に規定する広告の方法及び内容に関する基準(具体的には、提供する医療の内容が他の病院又は診療所と比較して優良である旨を広告してはならないこと、提供する医療の内容に関して誇大な広告を行ってはならないこと等)を規定することを予定。

同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

本特例措置を内容とする「構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」を第159回国会に提出しているところ。

番号	911 - 1
特定事業の名称	ボイラー及び第一種圧力容器における開放検査周期の延長事業
措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	労働安全衛生法第41条第2項 ボイラー及び圧力容器安全規則第40条、第75条 ボイラー等の連続運転に係る認定制度について(平成14年3月29日付け基発第0329018号)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	ボイラー及び第一種圧力容器(以下「ボイラー等」という。)の性能検査については、原則として開放検査を行わなければならない。開放検査はその周期が定められている。
特例措置の内容	ボイラー等の開放検査の周期について、最長4年に1度としているものを、連続運転の実績のある事業場が更に延長することについて、地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体からその安全性を実証する(1)から(3)のデータ等の提供を受け、当該内容について厚生労働大臣が専門家等の意見聴取を行うことなどにより、(1)から(3)のボイラー等に係る今回の検査周期の延長措置が現行の連続運転に係る規定で担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定に同意した場合には、当該特区内に設置されるボイラー等の性能検査の開放検査の最長の周期については、当該特区内において実施しようとする下記(3)に記載した開放検査の周期とする。 (1)当該ボイラー等の仕様(構造、材料等) (2)開放検査の周期の延長が可能であると判断できる当該ボイラー等の機能維持状況に関する実証実験によるデータや文献 (3)具体的な開放検査の周期
同意の要件	上記「特例措置の内容」に記載されている地方公共団体からの提出事項(1)から(3)の内容について、専門家からの意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	911-2
特定事業の名称	ボイラー及び第一種圧力容器の連続運転の共同実施事業
措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	労働安全衛生法第41条第2項 ボイラー及び圧力容器安全規則第40条、第75条 ボイラー等の連続運転に係る認定制度について(平成14年3月29日付け基発第0329018号)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	ボイラー及び第一種圧力容器(以下「ボイラー等」という。)の連続運転については、安全管理、運転管理、保安全管理等の認定要件を満たさなければならない。
特例措置の内容	一の事業場のみではボイラー等の連続運転の認定要件のうち安全管理、運転管理及び保安全管理(以下「安全管理等」という。)に係る部分を満たさない場合に、地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体により安全性が確保されると認められた以下の(1)及び(2)の内容について、当該地方公共団体から提出され、当該内容につき厚生労働大臣が専門家等の意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定に同意した場合には、事業場が当該内容に基づく措置を講じることをもって、認定要件のうち安全管理等に係る部分を満たすものとする。 (1)一の事業場のみでは認定要件のうち安全管理等に係る部分を満たさない場合における、コンビナートを構成する他の事業場と共同での安全管理等の実施体制及び手順 (2)(1)の場合において緊急時に適切な運転停止等の措置が実施されるような安全確保対策
同意の要件	上記「特例措置の内容」に記載されている地方公共団体からの提出事項(1)及び(2)の内容について、専門家からの意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	913
特定事業の名称	保育所における私的契約児の弾力的な受け入れの容認事業
措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	児童福祉法第39条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	保育所は、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とする。
特例措置の内容	市町村が、その設定する特区における経済的社会的条件の変化に伴い乳児及び幼児の数が減少したことその他の事情により、当該特区内において、保育所以外の施設の統廃合等に伴い、私的契約児を保育所の定員を超えて受け入れることが特に必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以降は、保育所は、私的契約児を現行の定員を超えて受け入れる場合に定員の改定を行うことができる。 この場合において、児童福祉施設最低基準は、保育所児及び私的契約児の合計の幼児数に対して適用される。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	914
特定事業の名称	保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業
措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について(平成10年3月10日文初幼第476号・児発第130号)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	幼稚園及び保育所について、保育上支障のない限り、その施設及び設備について相互に共用することができる。
特例措置の内容	<p>市町村が、その設定する特区における経済的社会的条件の変化に伴い乳児及び幼児の数が減少したことその他の事情により、当該特区内において、適正規模の集団保育が困難であると認められることから、幼児の心身の健全な育成のために特に必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以降は、「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について」による施設において、以下の条件を満たす場合、定員の範囲内で保育所の保育室において、保育所児と幼稚園児を合同で保育・教育することができる。</p> <p>(1)保育所児と幼稚園児と一緒に活動する保育室は、幼児(保育所児・幼稚園児)数の合計により児童福祉施設最低基準(面積・職員配置)を満たしていること。</p> <p>(2)この場合、幼児の保育・教育に直接従事する職員は、保育士資格と幼稚園教諭免許を併有し、保育士及び幼稚園教諭を兼務していること。</p> <p>(3)合同活動の内容は、保育所保育指針と幼稚園教育要領に沿ったものであること。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	915
特定事業の名称	耐火建築物及び準耐火建築物の要件の適用除外による社会福祉施設等設置事業
措置区分	省令、通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	<p>養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 (昭和41年厚生省令第19号)</p> <p>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第37号)</p> <p>介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 (平成11年厚生省令第40号)</p> <p>特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第46号)</p> <p>身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準 (平成15年厚生労働省令第21号)</p> <p>知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準 (平成15年厚生労働省令第22号)</p> <p>精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準 (平成12年厚生省令第87号)</p> <p>救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準(昭和41年厚生省令第18号)</p> <p>婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準(平成14年厚生労働省令第49号)</p> <p>老人休養ホームの設置運営について (昭和40年社老第87号厚生省社会局長通知)</p> <p>軽費老人ホームの設備及び運営について (昭和47年社老第17号厚生省社会局長通知)</p> <p>介護実習・普及センター運営事業の実施について (平成4年老企第137号大臣官房老人保健福祉部長通知)</p> <p>在宅介護支援センター運営事業等の実施について (平成12年老発第654号厚生省老人保健福祉局長通知)</p> <p>高齢者生活福祉センター運営事業の実施について (平成12年老発第655号厚生省老人保健福祉局長通知)</p> <p>有料老人ホームの設置運営標準指導指針について (平成14年老発0718003号厚生労働省老健局長通知)</p>
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>養護老人ホーム、指定短期入所生活介護事業所、指定特定施設、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、精神障害者社会復帰施設、救護施設、更生施設、婦人保護施設、老人休養ホーム、軽費老人ホーム、介護実習・普及センター、在宅介護支援センター、生活支援ハウス及び有料老人ホーム(以下「社会福祉施設等」という。)については、その安全性を確保するため、施設ごとの最低基準において、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない旨規定している。</p>
特例措置の内容	<p>地方公共団体がその設定する特区内において、専門家等の意見を踏まえ、平屋建の社会福祉施設等について、次に掲げる事項のいくつかを組み合わせることで総合的に判断し、必要な安全性を有すると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、耐火及び準耐火建築物の規定を適用しないことができる。</p> <p>(1)スプリンクラーの設置又は天井等の内装材などに燃えにくい材料を使用する、若しくは調理室等火災が発生しやすい箇所を防火区画とするなど、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造とすること</p> <p>(2)避難口の増設や避難路において搬送が容易に行えるよう、十分な幅員を確保するなど円滑な救助が可能となる構造であること</p> <p>(3)非常警報設備等の設置による、火災の早期発見・通報の体制の整備、避難訓練の実施回数の増加や配置人員の増員等の防火管理体制の強化がなされていること</p> <p>(4)消防活動を円滑に行うことができること</p> <p>(5)その他利用者の安全を確保するために必要な措置</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	916
特定事業の名称	保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	児童福祉法第32条第2項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	市町村長は、保育の実施の権限の全部又は一部を、その管理する福祉事務所の長に委任することができる。
特例措置の内容	市町村が、その設定する特区における経済的社会的条件の変化に伴い乳児及び幼児の数が減少したことその他の事情により、当該特区内においては保育の実施に係る事務の効率的な実施が困難であると認められることから、児童の福祉に関する機関との密接な連携の下に当該事務を効率的に実施するために特に必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以降は、市町村長は、児童福祉法第32条第2項の規定にかかわらず、地方自治法第180条の2の規定により、その権限に属する保育の実施に係る事務を、当該市町村に置かれる教育委員会に委任することができる。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	919
特定事業の名称	知的障害者通所更生施設における身体障害者の受入事業
措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	知的障害者福祉法第21条の6
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	知的障害者通所更生施設は、18歳以上の知的障害者を入所させて、これを保護するとともに、その更生に必要な指導及び訓練を行うことを目的とする施設とする。
特例措置の内容	<p>知的障害者通所更生施設は、知的障害者を利用対象としているが、身体障害者更生施設等から、次の全ての事項について支援が受けられる場合には、近隣において身体障害者更生施設を利用することが困難な身体障害者についても利用対象とすることを可能とする。</p> <p>(1)理学療法・作業療法、生活訓練、職業訓練等身体障害者の更生に必要な治療又は指導を行うこと。</p> <p>(2)治療及び訓練に必要な機械器具等を用いること。</p> <p>(3)その更生に必要な訓練を行うこと。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	920
特定事業の名称	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	保育所における調理業務の委託について(平成10年2月18日児発第86号)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	保育所における給食については、施設外で調理し搬入する方法は認められないものであること。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、その設定する特区における公立保育所の運営の合理化を進める等の観点から、当該特区内の公立保育所において給食を外部搬入することが特に必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以降は、公立保育所は、次の要件に該当する場合、給食の外部搬入を行うことができる。</p> <p>(1)調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けること</p> <p>(2)児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができること</p> <p>(3)社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に従うとともに、衛生面では保健所との協力の下に行い、また、現行の調理業務の委託・受託に係る基準を遵守すること</p> <p>(4)必要な栄養素量を給与すること。また、食を通じた子どもの健全育成(食育)を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供するよう努めること</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	921
特定事業の名称	幼稚園と保育所の保育室の共用化事業
措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について」(平成10年3月10日文初幼第476号・児発第130号)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	幼稚園及び保育所について、保育上支障のない限り、その施設及び設備について相互に共用することができる。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、その設定する特区における経済的社会的条件の変化に伴い乳幼児数の減少その他の事情により、当該特区内において、幼児が他の幼児と共に活動する機会の確保が困難であり、幼児の社会性を涵養し、その心身の健全な育成のために特に必要があると認めて、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以降は、「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について」に基づき設置された施設において、次の要件を満たす場合、幼稚園と保育所の保育室を共用することができる。</p> <p>(1)共用する保育室は、幼児(幼稚園児・保育所児)数の合計により児童福祉施設最低基準(面積・職員配置)を満たしていること</p> <p>(2)幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業(特区における幼稚園設置基準第5条第1項の専任規定の特例)の適用を受けること</p> <p>(3)幼児の教育・保育に直接従事する職員は、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有し、幼稚園教諭及び保育士を兼務していること</p> <p>(4)合同活動の内容は、幼稚園教育要領と保育所保育指針に沿ったものであること</p> <p>(5)共用する保育室は当該保育室において合同活動を行う幼稚園児及び保育所児それぞれの定員数で按分して管理すること</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	925
特定事業の名称	日額単位を適用した施設訓練等支援事業
措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成15年厚生労働省告示第28号) 知的障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成15年厚生労働省告示第30号)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	施設訓練等支援費は、月額単位で算定されることとされている。
特例措置の内容	施設訓練等支援費について、構造改革特別区域法第4条第3項に基づき、関係市町村及び特区内の施設との必要な調整を行った上で、次の条件等が整う場合には、日額単位で算定することを可能とする。 (1) 利用者の意向を踏まえ、公私の各種サービスの円滑な連携が確保されるよう十分なサービス調整を行うとともに、在宅生活を含む施設支援計画(個別支援計画)を作成すること (2) 本特例措置が実施されている市町村の更生援護の対象となる利用者及び特区内の施設についてのみ実施すること
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	926
特定事業の名称	日額単位を適用した知的障害者地域生活援助事業
措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準(平成15年厚生労働省告示第29号)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	知的障害者地域生活援助に係る居宅生活支援費は、月額単位で算定されることとされている。
特例措置の内容	<p>知的障害者地域生活援助に係る居宅生活支援費について、構造改革特別区域法第4条第3項に基づき、関係市町村及び特区内の事業者との必要な調整を行った上で、次の条件等が整う場合には、日額単位で算定することを可能とする。</p> <p>(1) 利用者の意向を踏まえ、公私の各種サービスの円滑な連携が確保されるよう十分なサービス調整を行うこと</p> <p>(2) 月額単位で利用する利用者と日額単位で利用する利用者については、あらかじめ居室を別にすること</p> <p>(3) 本特例措置が実施されている市町村の更生援護の対象となる利用者及び特区内の事業者についてのみ実施すること</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	927
特定事業の名称	市町村による狂犬病予防員任命事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	狂犬病予防法第3条、第6条、第21条及び第23条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	狂犬病予防員の任命、捕獲人の指定、犬の抑留に係る事務等は、都道府県知事等が行う。
特例措置の内容	<p>市町村が、その設定する構造改革特別区域における狂犬病予防法(以下「法」という。)第三条第一項に規定する狂犬病予防員の数が当該市町村の区域の範囲に比して少ないことから狂犬病の発生を予防するためには法第六条第一項から第三項まで、第七項及び第九項並びに第二十一条に規定する犬の抑留にかかる事務を当該市町村が自ら行う必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該市町村の長は、法第三条第一項、第六条及び第二十一条の規定にかかわらず、当該市町村の職員で獣医師であるもののうちから狂犬病予防員を任命し、犬の抑留に係る事務を行わせることができる。</p> <p>この場合においては、法第二十三条の規定にかかわらず、市町村長が任命した狂犬病予防員が行う犬の抑留に係る事務に要する費用は、同条に規定する犬の所有者が負担する犬の抑留中の飼養管理費及びその返還に要する費用を除き、市町村の負担とするほか、狂犬病予防法施行規則第2条に規定する狂犬病予防員の証票、第14条に規定する狂犬病技術員(捕獲人)の証票及び第15条に規定する狂犬病予防員による犬の所有者への通知に関しても都道府県等と同様の措置が求められるものである。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

本特例措置を内容とする「構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」を第159回国会に提出しているところ。

番号	1001
特定事業の名称	地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	農地法第3条第1項及び第2項、第6条第1項、第20条第1項及び第8項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>1. 農地又は採草放牧地について権利を取得するには、農業委員会又は都道府県知事の許可を受けなければならないが(農地法第3条第1項)、その権利を取得しようとする者が農業生産法人以外の法人であるときは、原則としてこの許可をすることができない(同条第2項)。</p> <p>2. 国以外の者は、その所有者の住所のある市町村の区域の外にある小作地又はその所有者の住所のある市町村の区域内にある小作地であつて、一定面積を超えるものを所有してはならない(農地法第6条第1項)。</p> <p>3. 農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約又は賃貸借の更新をしない旨の通知をしてはならない(農地法第20条1項)。</p> <p>4. 農地又は採草放牧地の賃貸借につけた解除条件又は不確定期限は、つけないものとみなす(農地法第20条第8項)。</p>
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する特区内に現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他効率的な利用を図る必要がある農地が相当程度存在するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、認定の日以後は、特定事業の実施主体(地方公共団体又は農地保有合理化法人)が、農地又は採草放牧地について特定事業の用に供するため所有権又は使用収益権を取得する場合には、農地法第3条第1項本文の規定は適用しないこととする。</p> <p>なお、上記に掲げる農地が「相当程度」存在するとは、農地の遊休化が深刻で、農業内部での対応ではこれらの問題が解決できないような状態にあると認められることを指すものであるが、具体的には、地域の農地の利用状況、担い手の状況等を踏まえ、地方公共団体において判断することとする。</p> <p>2. 1. の認定の日以後は、農業委員会又は都道府県知事は、特定事業の実施主体が特区内にある農地又は採草放牧地につき農業生産法人以外の法人のために使用貸借による権利又は賃借権を設定しようとする場合において、当該法人が次の要件に該当するときは、農地法第3条第1項の規定(第2号の2、第4号及び第7号に係る部分に限る)にかかわらず、同条第1項の許可をすることができる。</p> <p>(1)その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すること。</p> <p>なお、「常時従事」とは、農業生産法人の常時従事者たる構成員についての判定基準(農地法施行規則(昭和27年農林水産省令第79号)第1条の7第1号)の取扱いに準じ、その役員が年間150日以上耕作又は養畜の事業(農作業以外の企画管理業務等を含む。)に従事することを基本とし、150日に満たない場合にあつては、その行う耕作又は養畜の事業の内容・規模等に照らして判断することとする。</p>

	<p>(2) その法人の行う耕作又は養畜の事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要なものとして次の事項を内容とする協定を、認定を受けた地方公共団体及び特定事業の実施主体と締結し、これに従い事業を行うこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 法人が行う農業の内容及び実施の方法 ② 法人が農業を行う農地等の所在及び面積 ③ 地域内の他の農業者との役割分担に関する事項 ④ 協定の実施状況の報告に関する事項 ⑤ 協定に違反した場合の措置に関する事項 ⑥ その他協定締結当事者が必要と認めた事項 <p>3. 特定事業の実施により特定法人(農業生産法人以外の法人であつて2の(1)及び(2)に該当する法人)のために使用貸借による権利又は賃借権が設定されている農地及び特定事業の実施主体が特定事業の用に供すべきものとして使用収益権の設定等を受けている農地で現に特定法人のために使用貸借による権利又は賃借権が設定されていない農地については、農地法第6条第1項の規定は適用しない。</p> <p>4. 特定事業の実施主体は、特定事業の実施により特定法人のために賃借権が設定されている農地又は採草放牧地について、特定法人が2の(2)の協定に違反した場合は、農地法第20条第1項の許可を受けないで、賃貸借の解除をすることができる。</p> <p>5. 特定事業の実施により特定法人のために賃借権が設定されている農地又は採草放牧地につけた解除条件(特定法人が2の(2)の協定に違反した場合に当該賃貸借の解除をすることを内容とするものに限る。)については、農地法第20条第8項の規定は適用しない。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1002
特定事業の名称	地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第2条2項、市民農園整備促進法2条2項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>1. 「特定農地貸付け」とは、地方公共団体又は農業協同組合が農地（農業協同組合にあっては、組合員の所有に係る農地に限る。）について行う賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定で、次に掲げる要件に該当するものをいう。（特定農地貸付法2条2項）</p> <p>(1) 10アール未満の農地に係る農地の貸付けで、相当数の者を対象として定型的な条件で行われるものであること。</p> <p>(2) 営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付けであること。</p> <p>(3) 5年を超えない農地の貸付けであること。</p> <p>2. 「市民農園」とは、主として都市の住民の利用に供される農地で、特定農地貸付法2条2項に規定する特定農地貸付けの用に供される農地、相当数の者を対象として定型的な条件でレクリエーションその他営利以外の目的で継続して行われる農作業の用に供される農地及び附帯して設置される市民農園施設の総体をいう。（市民農園整備促進法2条2項）</p>
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、その設定する特区内に現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他効率的な利用を図る必要がある農地が相当程度存在するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以降は、特定事業の実施主体である地方公共団体及び農業協同組合以外の者が次に掲げる農地について行う賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定で、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（以下「特定農地貸付法」という。）第2条第2項各号に掲げる要件に該当するものについては、これを同項に規定する特定農地貸付けとみなして、特定農地貸付法及び市民農園整備促進法の規定を適用する。</p> <p>なお、上記に掲げる「相当程度」存在するとは、農地の遊休化が深刻で、市民農園の開設により農地の有効活用を図ることが必要であると認められることを指すものであるが、具体的には、地域の農地の利用状況、担い手の状況等を踏まえ、地方公共団体において判断することとする。</p>

	<p>1. 特定事業の実施主体の所有に係る農地(当該実施主体が当該農地に係る特定農地貸付法第3条第3項の承認が取り消された 後において当該農地の適切な利用を確保するための方法その他当該農地に係る特定事業の実施に当たって合意しておくべきものとして次の事項を内容とする事業実施協定(以下第2号において「特定事業実施協定」という。)を認定を受けた地方公共団体と締結しているものに限る。)</p> <p>(1) 特定農地貸付けを行う農地(以下「特定貸付農地」という)の適切な管理・運営を確保するために必要な事項</p> <p>(2) 特定貸付農地の利用が周辺地域に支障を及ぼさないことを確保するために必要な事項</p> <p>(3) 特定農地貸付けを中止し、又は廃止する場合において、特定貸付農地の適切な利用等を確保するために必要な事項</p> <p>(4) 特定事業の実施主体が、認定(変更を含む)された地方公共団体に対して行う事業実施協定の実施の状況についての報告に関する事項</p> <p>(5) 事業実施協定に違反した場合の措置に関する事項</p> <p>(6) その他認定を受けた地方公共団体が必要と認める事項</p> <p>2. 特定事業の実施主体が地方公共団体又は農地保有合理化法人から特定事業の用に供すべきものとして使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けている農地(当該実施主体が特定事業実施協定を認定を受けた地方公共団体及び特定事業対象農地貸付けを行う地方公共団体又は農地保有合理化法人と締結しているものに限る。)</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1003
特定事業の名称	保安林解除に伴い残置又は造成する森林面積の引下げを適用する学校施設整備事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	1. 森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準(平成12年4月27日付け12林野治第790号農林水産事務次官通知)別紙 第2の12(1)表5 2. 保安林の転用に係る解除の取扱要領(平成2年6月11日付け2林野治第1868号林野庁長官通知)第2の3(2)ウ(ウ)別表
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	保安林の転用に係る事業等の目的が工場、事業場の設置である場合の当該施設の設置に関して、残置し又は造成する森林の事業区域内の森林面積に対する割合は、おおむね35パーセント以上とする。(学校施設の設置である場合についても適用する。)
特例措置の内容	地域の活性化を図るための核として実施する学校施設(当該転用に係る保安林の現に有する環境の保全の機能からみて、実験・実習工場の設置等であつて当該施設の設置によって、住宅団地を造成する場合に比べて、周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあると認められるものを除く。)の設置に係る一定規模以上の保安林の転用に関して、残置し又は造成する森林の事業区域内の森林面積に対する割合は、事業等の目的が住宅団地の造成である場合に適用される残置し又は造成する森林又は緑地の割合を適用するものとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1004
特定事業の名称	保安林解除に係る用地事情要件の適用を除外する施設設置事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準(平成12年4月27日付け12林野治第790号農林水産事務次官通知)第2の1(3)ア(イ) 保安林の転用に係る解除の取扱要領(平成2年6月11日付け2林野治第1868号林野庁長官通知)第2の3(1)ア及び(2)ア
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	保安林の転用を目的とする解除については、その目的に係る事業又は施設の設置による土地利用が、その地域における公的な各種土地利用計画に即したものであり、かつ、当該転用の目的、その地域における土地利用の状況等からみて、その土地以外に他に適地を求めることができないか、又は著しく困難であることを要件とする。
特例措置の内容	地域の活性化を図るための核として実施する事業(スキー場、ゴルフ場の造成その他1箇所当たりの面積が大きな開発行為に伴い災害の防止等公益的機能の発揮に支障を及ぼすおそれが大きいと認められるものを除く。)につき、その事業の主たる区域が保安林以外であつて、当該事業のために解除を要する保安林がその区域に隣接し、残置森林率が70%以上確保されるものであるときには、その事業の実施のため必要となる保安林の解除について、「他に適地を求めることができないか、又は著しく困難であること」とする要件を適用しない。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1005
特定事業の名称	農業生産法人の行う農業関連事業の拡大事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	農地法施行規則第1条の2
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>農業生産法人がその行う農業に関連する事業として行うことができる事業は、農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工のほか、次のものが認められている。</p> <p>(1) 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売 (2) 農業生産に必要な資材の製造 (3) 農作業の受託</p>
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、その設定する特区内の自然的経済的社会的諸条件からみて、当該地域の振興を図るため、農村滞在型余暇活動(農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第2条第1項に規定する農村滞在型余暇活動をいう。)を促進することが特に必要であり、かつ、農業生産法人が、特区内において農村滞在型余暇活動に資する事業を当該法人の行う農業生産の安定発展を図るために行うことが相当であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、認定の日以後は、特区内にある農地又は採草放牧地若しくは畜舎などの施設において農業を行う農業生産法人は、その行う農業に関連する事業として、当該特区内で行われる限りにおいて、農村滞在型余暇活動に利用されることを目的とする施設の設置及び運営並びに当該活動を行う者を宿泊させ、当該活動に必要な役務を提供する事業を追加する。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1006
特定事業の名称	農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	農地法施行規則第3条の4
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>1. 農地の権利取得に際して、次の要件を課している。</p> <p>(1) 農地のすべてを耕作すること(農地法第3条第2項第2号)</p> <p>(2) 農地の取得後に必要な農作業に常時従事すること(同法第3条第2項第4号)</p> <p>(3) 農業経営の状況、住所地から農地までの距離等からみて効率的に利用すること(同法第3条第2項第8号)</p> <p>(4) 農地の権利取得後の経営面積が下限面積以上となること(同法第3条第2項第5号)</p> <p>2. 1の(4)の下限面積要件については、都府県では50アール、北海道では2ヘクタールという原則が定められている。</p> <p>3. なお、都道府県知事が農林水産省令第3条の4各号で定める基準((1)営農条件がおおむね同一と認められる地域であること、(2)面積は10アールの整数倍であること、(3)定めようとする下限面積以下の農業経営を行う者が農業者の4割を下回らないよう定めること)に従い、その都道府県の区域の一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定めることができることとされている。</p>
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域が次の(1)及び(2)に掲げる要件に該当するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域について都道府県知事が農地法(昭和27年法律第229号)第3条第2項第5号の規定に基づき別段の面積を定めようとする場合における同号に規定する農林水産省令で定める基準は、農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)第3条の4の規定にかかわらず、当該地方公共団体が当該構造改革特別区域計画において定める10アール以上で、かつ、農地法第3条第2項第5号に規定する面積未満の面積に即して同号の規定に基づき別段の面積を定めるものであることとする。</p> <p>(1) 当該構造改革特別区域内に現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他その効率的な利用を図る必要がある農地が相当程度存在すること。</p> <p>(2) 当該構造改革特別区域の位置及び規模からみて、当該構造改革特別区域内において農地法第3条第2項第5号に規定する面積未満の農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供する者の数が増加することにより、当該構造改革特別区域及びその周辺の農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないこと。</p> <p>2. 市町村が1の認定を申請しようとするときは、当該市町村の長は、農業委員会の意見を聴くものとする。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1007
特定事業の名称	特定漁港施設運営高度化推進事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	漁港漁場整備法第37条第1項 国有財産法第18条第1項 地方自治法第238条の4第1項 民法第604条 借地借家法第3条及び第4条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	○漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)(抜粋) 第37条 漁港施設の所有者又は占有者は、漁港管理者の許可を受けなければ、当該施設の形質若しくは所在の場所の変更、譲渡、賃貸又は収去その他の処分をしてはならない。ただし、特定漁港漁場整備事業計画又は漁港管理規程によつてする場合は、この限りでない。 ○国有財産法(昭和23年法律第73号)(抜粋) 第18条 行政財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、信託し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができない。ただし、行政財産である土地について、その用途又は目的を妨げない限度において、国が地方公共団体若しくは政令で定める法人と一棟の建物を区分して所有するためこれらの者に当該土地を貸し付け、又は地方公共団体若しくは政令で定める法人がその経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合においてこれらの者のために当該土地に地上権を設定するときは、この限りでない。 ○地方自治法(昭和22年法律第67号)(抜粋) 第238条の4 行政財産は、次項に定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。 ○民法(明治29年法律第89号)(抜粋) 第604条 賃貸借ノ存続期間ハ二十年ヲ超ユルコトヲ得ス若シ之ヨリ長キ期間ヲ以テ賃貸借ヲ為シタルトキハ其期間ハ之ヲ二十年ニ短縮ス ○借地借家法(平成3年法律第90号)(抜粋) 第3条 借地権の存続期間は、30年とする。ただし、契約でこれより長い期間を定めたときは、その期間とする。 第4条 当事者が借地契約を更新する場合においては、その期間は、更新の日から10年(借地権の設定後の最初の更新にあつては、20年)とする。ただし、当事者がこれより長い期間を定めたときは、その期間とする。

<p>特例措置の内容</p>	<p>1. 地方公共団体が、その設定する特区内の漁港（漁港漁場整備法第2条に規定する漁港であって、その取り扱う水産物の数量が一定数量以上であるものに限る。以下同じ。）において、特定漁港施設（漁獲物の処理、保蔵及び加工の用に供する施設、係留施設、輸送施設等をいう。）の運営を行う事業で当該漁港における水産物に係る衛生管理の方法の改善等の特定漁港施設の機能の高度化に資するもの（以下「特定漁港施設運営高度化推進事業」という。）のうち、当該漁港の漁港管理者（同法第25条第1項又は第2項の規定により決定された地方公共団体をいう。以下同じ。）により当該特定漁港施設運営高度化推進事業を実施するために必要な資力及び信用を有すること並びに水産物の流通の高度化に関する知識及び技術を有することという基準に適合すると認められた者（以下「事業者」という。）が実施するものを促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以降は、国又は地方公共団体（これらの者の委託を受けて当該特定漁港施設の管理を行う漁港管理者を含む。以下同じ。）は、国有財産法第18条第1項又は地方自治法第238条の4第1項の規定にかかわらず、当該事業者が実施する特定漁港施設運営高度化推進事業の用に供するため、行政財産（国有財産法第3条第2項又は地方自治法第238条第3項に規定する行政財産をいう。）である特定漁港施設を当該事業者に貸し付けることができる。</p> <p>2. 上記1の規定による貸付けについては、民法第604条並びに借地借家法第3条及び第4条の規定は、適用しない。</p> <p>3. 国有財産法第21条及び第23条から第25条まで並びに地方自治法第238条の5第3項から第5項までの規定は、上記1の規定による貸付けについて準用する。</p> <p>4. 上記1の規定により国又は地方公共団体が行政財産である特定漁港施設を事業者に貸し付ける場合における漁港漁場整備法第37条第1項の規定の適用については、同項中「又は漁港管理規程によってする場合」とあるのは、「若しくは漁港管理規程によってする場合又は構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第4条第8項の規定により認定（同法第6条第1項の規定による変更の認定を含む。）を受けた場合」とする。</p> <p>5. 漁港管理者は、特定施設を貸し付ける者が上記1の基準に適合すると認めるに当たっては、公告、縦覧、意見書の提出等公正な手続に従って行われることを確保するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>6. 上記5に定めるもののほか、漁港管理者は、特定漁港施設の貸付けを受けることとなった事業者の氏名又は名称、事業の概要、事業者の選定経緯等を公表しなければならない。また、国又は地方公共団体は、特定漁港施設貸付契約において、契約解除条項、報告徴収等に関する条項等を規定しなければならない。</p>
<p>同意の要件</p>	<p>法第21条で定める所要の手続に則っていること。</p>
<p>特例措置に伴い必要となる手続き</p>	<p>特になし</p>

※本特例措置を内容とする「構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」を第159回国会に提出しているところ。

番号	1101
特定事業の名称	再生資源を利用したアルコール製造事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	アルコール事業法第9条、第10条、第21条から第30条、第35条から第37条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	アルコールの販売、使用をする者は、アルコール事業法に基づく許可を受ける必要がある。また、許可を受けた者（製造を含む。）は、アルコール事業法に基づく帳簿記載、定期報告を行う必要がある。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が設定する特区又はその周辺の地域における地域産業に係る使用済物品等（資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第1項に規定する使用済物品等をいう。）又は副産物（同法第2条第2項に規定する副産物をいう。）であって主としてこれらの地域において回収されるものとして当該地方公共団体の長が指定したものについて、これを再生資源（同法第2条第4条に規定する再生資源をいう。）として利用して、当該特区において製造事業者（アルコール事業法第3条第1項の許可を受けた者をいう。）が製造するアルコール（同法第2条第1項に規定するアルコールをいい、酒類の原料として不正に使用されるおそれのないものとして経済産業省令で定める要件に適合すると経済産業大臣が認めるものに限る。）については、当該地方公共団体が内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、アルコール事業法第9条、第10条、第2章第3節及び第4節（第21条から第30条）並びに第35条から第37条までの規定は適用しないこととする。</p> <p>なお、酒類の原料として不正に使用されるおそれのないものとして、経済産業省令で定める要件に適合すると経済産業大臣が認めるものとは、アルコールの製造工程において、経済産業省令で定める化学物質（例えばメタノール）が、同省令で定める数量以上混和されたアルコールが、酒類の原料として不正に使用されるおそれのないアルコールの製造設備により製造されると経済産業大臣が認めるアルコールをいう。また、経済産業省令で定める化学物質を指定する数量以上混和する装置が、アルコールの製造設備に設置されていることを確認するため、地方公共団体が構造改革特別区域計画の認定を申請する際に混和装置の配置図及び同装置の構造図を添えて提出することが必要。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1102
特定事業の名称	中心市街地における商業の活性化事業
措置区分	法律、省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	大規模小売店舗立地法第5条第4項、第6条第4項、第8条、第9条 大規模小売店舗立地法施行規則第4条第1項第4号から第12号
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出に係る大規模小売店舗の新設又は同法第6条第1項若しくは第2項の規定による届出（同法附則第5条第4項の規定により同法第6条第2項の規定による届出とみなされる同法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出を含む。）に係る同法第5条第1項各号に掲げる事項の変更の実施制限、関係者からの意見聴取、都道府県等意見の表明、勧告・公表手続き及び上記届出への書類添付。
特例措置の内容	<p>1．都道府県（地方自治法第252条の19第1項の指定都市を含む。以下同じ。）が、その設定する特区が中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第7条第1項に規定する特定中心市街地の区域のうち大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗の迅速な立地を促進することにより商業の活性化を図ることが特に必要な区域であるものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出に係る大規模小売店舗の新設又は同法第6条第1項若しくは第2項の規定による届出（同法附則第5条第4項の規定により同法第6条第2項の規定による届出とみなされる同法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出を含む。）に係る同法第5条第1項各号に掲げる事項の変更については、同法第5条第4項、第6条第4項、第8条及び第9条の規定を、適用しないこととする。</p> <p>また、上記の届出には、施行規則第4条第1項第4号から第12号に掲げる書類の添付を不要とする。</p> <p>2．市町村は、必要があると認めるときは、都道府県に対し、特区に係る構造改革特別区域計画の案の内容となるべき事項を申し出ることができる。</p> <p>3．都道府県は、特区に係る構造改革特別区域計画の案を作成しようとするときは、当該特区の存する市町村と協議しなければならない。</p> <p>4．都道府県は、特区に係る構造改革特別区域計画の案を作成するに際し、必要に応じ、居住者、事業者、商工会議所又は商工会等の団体その他の者からの意見聴取を行うものとする。例えば公聴会の開催が考えられる。</p> <p>5．都道府県は、特区に係る構造改革特別区域計画についての認定を申請しようとするときは、あらかじめ、都道府県の公報その他の都道府県が適切と認める方法により、当該構造改革特別区域計画の案を公告し、当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>6．構造改革特別区域計画の案の公告があったときは、居住者、事業者、商工会議所又は商工会等の団体その他の者は、縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された特区に係る構造改革特別区域計画の案について、都道府県に意見を提出することができる。</p>
同意の要件	法第31条で定める所定の手続きに則っていること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1103(1122)
特定事業の名称	資本関係等によらない密接な関係による電力の特定供給事業
措置区分	省令・通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	電気事業法施行規則第21条 電気事業法に基づく通商産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12年3月21日 平成12・03・16資第1号）
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	特定供給制度を活用して電気を供給する場合には、両者に生産工程、資本関係、人的関係等の密接な関係を要する。特定供給許可の標準処理期間は2週となっている。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が次の1.のいずれかの関係に該当する電力の供給者と需要家について、需要家保護措置を要しないものであることを確保するため、供給者と需要家との三者間において次の2.に掲げる内容を盛り込んだ協定を締結する（供給者と需要家が組合を設立する場合にあっては、当該組合の定款を地方公共団体が確認の上、協定を締結することとし、締結しようとする当該協定の内容を構造改革特別区域計画に記載し、内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該協定を締結した供給者は、供給者と需要家との間における生産工程、資本関係、人的関係等に関わらず、電気事業法第17条第2項第1号に規定する特定供給の許可を受けられるものとする。</p> <p>この場合、本許可の審査期間を3日（標準処理期間5日）以内とする。</p> <p>1. 供給者と需要家との関係 （1）取引等を通じて実態として同一企業グループとみなしうる関係を有し、その関係が今後も長期間にわたり継続することが見込まれること。 （2）共同して組合を設立し、当該組合が発電設備施設の保有又は維持管理を行う場合であって、その関係が今後も長期間にわたり継続することが見込まれること。</p> <p>2. 協定に盛り込むべき内容 （1）電気供給予定者が電気の供給を開始しようとする際、電気料金、配線工事の費用の負担等において、特定者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。 （2）供給予定者が電気を供給する相手方の利益を阻害しないこと。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1104
特定事業の名称	一般用電気工作物への位置付けによる家庭用燃料電池発電設備導入事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	電気事業法第38条第1項第3号に基づく経済産業省令
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	電気事業法第38条にて一般用電気工作物の定義が規定されているが、燃料電池発電設備はその対象となっていない。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が構造改革特別区域計画に次の1.の事項を定め、内閣総理大臣の認定を受けたときは、次の2.に定める条件を満たす燃料電池発電設備（ただし、非常用予備電源を得る目的で施設するものを除く。）を、一般用電気工作物に位置付ける。</p> <p>1. 構造改革特別区域計画に定める事項</p> <p>（1）「電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（通商産業省令第52号）第1条の表中、上欄に掲げる第三種電気主任技術者免状に応じて規定される中欄に掲げる学歴又は資格及び下欄に掲げる実務の経験」に相当する学歴又は資格及び実務の経験を有する者により、工事、維持及び運用に関する保安の監督がなされること。</p> <p>（2）保安上必要な措置として、電気事業法施行規則第50条第1項第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号に示される事項に相当する事項が定められること。</p> <p>2. 条件</p> <p>（1）電気事業法施行規則第48条第3項で定める電圧以下の電気の発電用の電気工作物であって、その発電に係る電気を電気事業法施行規則第48条第2項に定める電圧以下の電圧で他の者がその構内において受電するための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていないこと。</p> <p>（2）固体高分子形であること。</p> <p>（3）出力10キロワット未満であること。ただし、同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）に設置する電気事業法施行規則第48条第4項各号に定める設備と電氣的に接続され、それらの設備の出力の合計が20キロワット以上となるものを除く。</p>
同意の要件	地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画により、上記「特例措置の内容」に記載されている1.の事項の内容が確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1105
特定事業の名称	一般用電気工作物への位置付けによる小規模ガスタービン発電設備導入事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	電気事業法第38条第1項第3号に基づく経済産業省令
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	電気事業法第38条に規定される一般用電気工作物の定義が定められているが、ガスタービンを原動力とする火力発電設備（ガスタービン発電設備）はその対象となっていない。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が構造改革特別区域計画に次の1.の事項を定め、内閣総理大臣の認定を受けたときは、次の2.に定める条件を満たす小規模ガスタービン発電設備（ただし、非常用予備電源を得る目的で施設するものを除く。）を、一般用電気工作物に位置付ける。</p> <p>1. 構造改革特別区域計画に定める事項</p> <p>（1）「電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（通商産業省令第52号）第1条の表中、上欄に掲げる第三種電気主任技術者免状に応じて規定される中欄に掲げる学歴又は資格及び下欄に掲げる実務の経験」に相当する学歴又は資格及び実務の経験を有する者により、工事、維持及び運用に関する保安の監督がなされること。</p> <p>（2）保安上必要な措置として、電気事業法施行規則第50条第1項第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号に示される事項に相当する事項が定められること。</p> <p>2. 条件</p> <p>（1）電気事業法施行規則第48条第3項で定める電圧以下の電気の発電用の電気工作物であって、その発電に係る電気を電気事業法施行規則第48条第2項に定める電圧以下の電圧で他の者がその構内において受電するための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていないこと。</p> <p>（2）出力30キロワット未満であること。</p> <p>（3）最高使用圧力が1,000キロパスカル未満であること。</p> <p>（4）最高使用温度が1,400度未満であること。</p> <p>（5）発電機と一体のものとして一の筐体に納められていること。</p> <p>（6）ガスタービンの損壊事故が発生した場合においても、破片が当該設備の外部に飛散しない構造を有すること。</p> <p>（7）同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）に設置する発電設備と電氣的に接続されていないこと。</p> <p>（8）公衆が容易に触れないための措置がなされていること。</p>
同意の要件	地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画により、上記「特例措置の内容」に記載されている1.の事項の内容が確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1107
特定事業の名称	ジメチルエーテル試験研究施設の変更工事手続簡素化事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	一般高圧ガス保安規則第15条、第17条 コンビナート等保安規則第14条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	高圧ガス製造施設の変更工事の内容に応じて、都道府県知事に許可申請又は届出を行うこととなっている。
特例措置の内容	ジメチルエーテル(以下「DME」という。)の試験研究施設として地方公共団体が認めたものについては、当該施設における処理能力の変更を伴わない構造変更を、高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項のただし書の経済産業省令で定める軽微な変更工事として取り扱い、同条第1項に基づく許可申請については届出に、同条第4項に基づく届出については不要とする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1108
特定事業の名称	保安統括者等の選任を要しない水素ガススタンド等設置事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	一般高圧ガス保安規則第64条 コンビナート等保安規則第23条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	水素ガススタンド等の高圧ガス製造事業所には、保安統括者等の選任が必要。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体により安全性が確保されると認められた次の(1)から(4)の内容について、当該地方公共団体から提出され、当該内容につき経済産業大臣が専門家等の意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定に同意した場合には、当該地方公共団体が当該内容に基づく措置を講じることをもって、当該特区内に設置される水素ガススタンド及びDMEガススタンドについては、保安統括者の選任を不要とすることができる。</p> <p>(1) 設置される当該スタンドの仕様(使用圧力、処理量等) (2) 例えば、自動遮断装置の設置など、保安統括者を選任しなくとも設置される当該スタンドの安全性を確保することが可能な保安確保策 (3) (2)に記載した保安確保策が有効であることを立証する実証実験によるデータや文献 (4) 設置される当該スタンドに関する具体的な「技術上の基準」 (「技術上の基準」については、一般高圧ガス保安規則第7条第2項に規定する圧縮天然ガススタンドに関する技術上の基準を参考にされたい。)</p>
同意の要件	上記「特例措置の内容」の欄に記載されている地方公共団体からの提出事項(1)から(4)の内容について、専門家等からの意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1109
特定事業の名称	燃料電池自動車等に搭載された状態での燃料装置用容器の再検査事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	高圧ガス保安法容器保安規則第25条、第26条（容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（以下「容器細目告示」という。）第2条）
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	容器再検査では、容器ごとに、内面及び外面の目視検査や耐圧試験を行う必要がある。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体により安全性が確保されると認められた次の（1）から（3）の内容について、当該地方公共団体から提出され、当該内容につき経済産業大臣が専門家等の意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定に同意した場合には、当該地方公共団体が当該内容に基づく措置を講じることをもって、当該特区内の地方公共団体の長が指定する容器検査所においては、燃料電池自動車及びDME自動車の燃料タンクについて、車載状態のまま容器再検査を受けることができる。</p> <p>なお、本特例措置を実施するに当たっては、車載状態のまま容器再検査を受けさせようとする容器であることを見分けるために当該地方公共団体の長が講じる措置を、構造改革特別区域計画に記載することとする。</p> <p>（1）当該再検査を受けようとする容器の仕様（圧力、材料、容量、寿命等）</p> <p>（2）例えば、目視検査により容器内面を確認しなくとも、健全性が確保されるコーティングが内面に施されている等、容器の安全性を確保するための保安確保策</p> <p>（3）実際に行われる容器再検査の具体的方法（容器再検査の具体的方法については、容器細目告示第17条、第18条に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用継目なし容器の外観検査、漏洩試験などを参考にされたい。）</p>
同意の要件	上記「特例措置の内容」の欄に記載されている地方公共団体からの提出事項（1）から（3）の内容について、専門家等からの意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1115
特定事業の名称	高圧ガス製造施設の自主検査対象拡大事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について（平成11年9月22日立局第1号）
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	認定完成・保安検査実施者が行うことのできる自主検査の対象は、製造施設の処理能力が20%以上の増加を伴う工事以外の工事としている。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体により安全性が確保されると認められた次の（１）、（２）の内容について、当該地方公共団体から提出され、当該内容につき経済産業大臣が専門家等の意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定に同意した場合には、当該地方公共団体が当該内容に基づく措置を講じることをもって、当該特区内の認定検査実施者の自主検査対象については、当該特区内において実施しようとする下記（２）に記載した処理能力の増加率まで自主検査対象を拡大することができる。</p> <p>（１）処理能力が20%以上の増加を伴う工事について自主検査を実施しても保安が確保されることを評価する要領（たとえば、施設の危険度評価や事業者の管理能力を客観的に評価するシステム）</p> <p>（２）具体的な処理能力の増加率の上限</p>
同意の要件	上記「特例措置の内容」の欄に記載されている地方公共団体からの提出事項（１）、（２）の内容について、専門家等からの意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1119
特定事業の名称	高圧ガス設備の開放検査期間変更事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	液化石油ガス保安規則別表第3第1項第17号ただし書 一般高圧ガス保安規則別表第3第1項第11号ただし書 コンビナート等保安規則別表第4第1項第18号ただし書 (製造細目告示第16条)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	保安検査においては、耐圧試験又は開放検査を行わなければならない。 開放検査はその期間が定められている。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体により安全性が確保されると認められた次の(1)から(3)の内容について、当該地方公共団体から提出され、当該内容につき経済産業大臣が専門家等の意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定に同意した場合には、当該地方公共団体が当該内容に基づく措置を講じることをもって、当該特区内に設置される高圧ガス設備の開放検査期間については、当該特区内において実施しようとする下記(3)に記載した開放検査期間とすることができる。</p> <p>(1) 当該高圧ガス設備の仕様(ガス種、材料等) (2) 開放検査期間の延長が可能であると判断できる当該設備の機能維持状況に関する実証実験によるデータや文献 (3) 具体的な開放検査期間(保安検査期間については、製造細目告示第16条に規定する保安検査期間を参考にされたい。)</p>
同意の要件	上記「特例措置の内容」の欄に記載されている地方公共団体からの提出事項(1)～(3)の内容について、専門家等からの意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1120
特定事業の名称	石油コンビナート等特別防災区域内事業所の多様な安全確保措置による施設配置等事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令第10条、第11条、第12条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>1．レイアウト省令第10条（施設地区の配置の基準）では、製造施設地区は、その面積が1,000平方メートルを超え7,000平方メートル以下である場合にあってはその外周から内側3メートル以内の部分に施設又は設備を設置しないこと等</p> <p>2．レイアウト省令第11条（特定通路の幅員）では、施設地区の区分及び面積に応じて6、8、10、12メートルの特定通路を配置すること等</p> <p>3．レイアウト省令第12条（通路の配置及び形状の基準）では、特定通路の上空を横断する連絡導管等は、特定通路の地盤面から4メートル以上の間隔を有すること等</p>
特例措置の内容	レイアウト省令第10条から第12条の規定によって担保される安全性と同等の安全性を担保する代替措置が講ぜられているものとして、総務大臣及び経済産業大臣の同意を得て、構造改革特別区域計画が認定された場合には、当該各条の規定を適用しないこととする。
同意の要件	代替措置について、提出された実験データや文献等によって、個々の事業所のレイアウト状況等を踏まえた総合的な安全性が検証され、レイアウト省令第10条から第12条の規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1121
特定事業の名称	小規模場外車券発売施設事業
措置区分	省令、告示
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	自転車競技法施行規則第14条、第15条 場外車券発売施設の規模、構造及び設備並びにこれらの配置の基準を定めた件に関する告示
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	自転車競技法施行規則第15条では、施設の位置、規模、構造及び設備について許可の基準を規定している。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、競輪場に隣接するなどの地域における特性により、近接する文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和しているものと認めて、次の1.及び2.に係る事項を構造改革特別区域計画に記載し、構造改革特別区域法第4条に基づき内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域内に設置される場外車券発売施設であつて、特区計画に記載された1.及び2.に係る事項及び経済産業大臣が別途告示で定める施設が備えるべき事項（1）に適合していることについて、当該地方公共団体が書面により確認した場合には、自転車競技法第4条第1項に基づく許可申請について、経済産業大臣は、自転車競技法施行規則第15条に規定する設置許可基準を満たしたものとみなす。</p> <p>1. 地方公共団体が定めた当該特区内に設置する場外車券発売施設の規模の上限（経済産業大臣が別途告示で定める窓口数及び最大滞留者数（2）を超えない範囲内で定めたものに限る。）</p> <p>2. 場外車券発売施設を設置できる区域の範囲</p> <p>1 告示で定める施設が備えるべき事項</p> <p>（1）施設に関すること</p> <p>当該施設の規模及び設備に応じた適切な広さであること 外部との遮断に必要な構造であること 車券の発売等の用に供する設備が整備されていること 入場者の用に供する設備が整備されていること 管理運営に必要な設備が整備されていること</p> <p>（2）運営に関すること</p> <p>車券の発売等が公正に運営されることが確実に認められること</p> <p>2 告示で定める施設の規模の上限</p> <p>窓口（払い戻しを含む）の数が5以内でかつ最大滞留者数が100人以内であること</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1123
特定事業の名称	研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	電気事業法施行規則第65条第1項第1号、第79条第1項第1号、第94条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	バイナリー発電所を含め、汽力を原動力とする発電所について、設置者は工事計画を国に届出し、届出をした発電所について使用前安全管理審査を受審しなくてはならない。また、使用圧力が一定の圧力以上の発電設備等について、設置者は溶接安全管理審査及び定期安全管理審査を受審しなくてはならない。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、構造改革特別区域内において、次の1.に定める条件を満たす研究開発用海水温度差発電設備（汽力（海水の熱を利用するものに限る。）を原動力とする火力発電所の発電設備であって研究開発の用に供するもの）を設置する必要があると認めて、構造改革特別区域計画に次の2.の事項を記載し、法第4条に基づき内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該研究実施期間に限り、当該設備は工事計画の届出、使用前安全管理検査、溶接安全管理検査、定期安全管理検査を必要としない設備とすることができる。</p> <p>1.条件</p> <p>（1）出力が100キロワット未満であること。</p> <p>（2）電線路（当該設備が発電に係る電気を受電するための電線路を除く。）により当該設備を設置する構内以外の電気工作物と電氣的に接続されていないこと。</p> <p>2.構造改革特別区域計画に定める事項</p> <p>（1）以下に掲げる研究事業の概要 当該設備を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 研究開発を実施する期間 当該設備を設置する位置 熱媒体の種類</p> <p>（2）当該設備が電気事業法第39条第1項に規定する技術基準に適合することを確認するために設置される次に掲げる分野の専門家により構成される委員会に関する事項 機械工学 材料工学 電気工学 化学工学</p> <p>（3）保安上必要な措置として、当該設備について、電気事業法施行規則第50条第1項に掲げる事項に相当する事項</p>
同意の要件	地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画において、上記「特例措置の内容」に記載されている2.の内容により、現行と同等の安全性を確保する体制及び方策が確保されていること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1124
特定事業の名称	海水等温度差発電設備の定期事業者検査時期延長事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	電気事業法施行規則第94条の2
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	バイナリー発電設備を構成する蒸気タービンについては4年、液化ガス設備については2年を超えない時期に定期事業者検査を実施しなければならない。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、次の1．に定める条件を満たす海水等温度差発電設備（汽力（海水、温泉水等の熱を利用するものに限る。）を原動力とする火力発電所の発電設備）であると認め、構造改革特別区域計画に次の2．に掲げた事項を構造改革特別区域計画に記載し、法第4条の規定による内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該設備に係る蒸気タービン及び液化ガス設備の定期事業者検査は、電気事業法施行規則第94条の2第1項の規定に関わらず、2．（3）に定める時期を超えない時期に行うものとする。</p> <p>1．条件</p> <p>(1)出力500キロワット未満であること。</p> <p>(2)最高使用圧力が1,000キロパスカル未満であること。</p> <p>(3)最高使用温度200度未満であること。</p> <p>(4)使用する熱媒体は変質せず、かつ、可燃性、腐食性及び有毒性がないこと。</p> <p>2．構造改革特別区域計画に定める事項</p> <p>(1)当該設備の仕様（発生する電気出力、設備の最高使用圧力及び最高使用温度など）</p> <p>(2)使用する熱媒体の種類及び性質</p> <p>(3)具体的な定期事業者検査を実施する時期</p> <p>(4)当該設備が（3）に定める時期に定期事業者検査を実施しても、電気事業法第39条第1項に規定する技術基準に適合することを証明する次に掲げる事項に関する記録及び文献その他の資料</p> <p>当該設備の耐久性 使用する熱媒体の耐久性 使用する熱媒体に応じた当該設備の耐腐食性</p>
同意の要件	2．（4）に示す技術的な証明をする資料等により、2．（3）により定められた時期について、その妥当性が確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1125(1114)
特定事業の名称	特定施設における保安検査期間変更事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	一般高圧ガス保安規則第79条第2項 コンビナート保安規則第34条第2項 (製造細目告示第14条)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	高圧ガス保安法第35条に規定する高圧ガスの爆発その他災害が発生するおそれがある製造のための施設(以下この表において「特定施設」という。)は、原則年1回、保安検査を受けなければならないが、特定の設備は保安検査期間が延長されている。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体により安全性が確保されると認められた次の(1)から(3)の内容について、当該地方公共団体から提出され、当該内容につき経済産業大臣が専門家等の意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定に同意した場合には、当該地方公共団体が当該内容に基づく措置を講じることをもって、当該地区内に設置される特定施設については、当該特区内において実施しようとする下記(3)に記載した保安検査期間に延長することができる。</p> <p>(1) 当該特定施設の仕様(ガス種、使用圧力等) (2) 保安検査期間の延長が可能であると判断できる当該施設の機能維持状況に関する実証実験によるデータや文献及び当該施設において発生すると想定される事故の程度、影響等の評価に関するデータや文献 (特定施設のうち、水素ガススタンド及びDMEガススタンドについては、保安検査期間の延長が可能であると判断できる当該施設の機能維持状況に関する実証実験によるデータや文献) (3) 具体的な保安検査期間(保安検査期間については、製造細目告示第14条に規定する保安検査期間を参考にされたい。)</p>
同意の要件	上記「特例措置の内容」の欄に記載されている地方公共団体からの提出事項(1)から(3)の内容について、専門家等からの意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1128
特定事業の名称	特定製造事業所における試験研究施設の変更工事手続簡素化事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	コンビナート等保安規則第14条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	特定製造事業所における高圧ガスの製造施設は、変更工事の内容に応じ、都道府県知事に許可申請又は届出を行うこととなっている。
特例措置の内容	地方公共団体が、公共の安全を確保することに支障を生じないものとして、構造改革特別区域内の特定製造事業所における試験研究施設として認めて、法第4条の規定による内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該施設における処理能力の変更を伴わない構造変更を、高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項のただし書の経済産業省令で定める軽微な変更工事として取り扱い、同条第1項に基づく許可申請については届出に、同条第4項に基づく届出については不要とする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1129-1(1112)
特定事業の名称	液化ガスの容器における充てん率変更事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	容器保安規則第22条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	液化ガスは内容積に応じて計算した質量以下で充てんしなければならない。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体により安全性が確保されると認められた次の(1)から(4)の内容について、当該地方公共団体から提出され、当該内容につき経済産業大臣が専門家等の意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定に同意した場合には、当該地方公共団体が当該内容に基づく措置を講じることをもって、当該特区内の地方公共団体の長が指定する充てん所においては、当該特区内において実施しようとする下記(4)に記載した充てん率とすることができる。</p> <p>なお、本特例措置を実施するに当たっては、充てん率を変更できる容器であることを見分けるために地方公共団体の長が講じる措置を構造改革特別区域計画に記載することとする。</p> <p>(1) 充てん率を変更しようとする容器の仕様(ガス種、材料等) (2) 例えば、充てんする液化ガスが膨張しても破裂しない強度を有する容器など、充てん率を変更しても安全性が確保される保安確保策 (3) (2)に記載した保安確保策が有効であることを立証する実証実験によるデータや文献及び当該容器において発生すると想定される事故の程度、影響等の評価に関するデータや文献 (液化水素ガスを充てんする容器については、(2)に記載した保安確保策が有効であることを立証する実証実験によるデータや文献) (4) 具体的な充てん率(充てん率については、容器保安規則第22条に規定する液化ガスの質量の計算の方法などを参考とされたい。)</p>
同意の要件	上記「特例措置の内容」の欄に記載されている地方公共団体からの提出事項(1)から(4)の内容について、専門家等からの意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1129-2
特定事業の名称	高圧ガス設備の技術上の基準変更事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	一般高圧ガス保安規則第6条、第8条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	高圧ガス設備は、技術上の基準（省令）に適合する必要がある。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体により安全性が確保されると認められた次の（１）から（４）の内容について、当該地方公共団体から提出され、当該内容につき経済産業大臣が専門家等の意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定に同意した場合には、当該地方公共団体が当該内容に基づく措置を講じることをもって、当該特区内に設置される高圧ガス設備の技術上の基準については、当該特区内において実施しようとする下記（４）に記載した技術上の基準とすることができる。</p> <p>（１）設置される当該設備の仕様（ガス種、使用圧力等） （２）例えば、自動遮断装置の設置、想定される圧力でも破壊しない強度を有する設備の使用など、高圧ガス設備の技術上の基準を変更しても安全性が確保される保安確保策 （３）（２）に記載した保安確保策が有効であることを立証する実証実験によるデータや文献及び当該設備において発生すると想定される事故の程度、影響等の評価に関するデータや文献 （４）設置される当該設備に関する技術上の基準（「技術上の基準」については、一般高圧ガス保安規則第7条第2項に規定する圧縮天然ガススタンドに関する技術上の基準を参考に、当該設備に特化した基準を検討されたい。）</p>
同意の要件	上記「特例措置の内容」の欄に記載されている地方公共団体からの提出事項（１）から（４）の内容について、専門家等からの意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1130
特定事業の名称	オートレース小規模場外車券発売施設事業
措置区分	省令、告示
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	小型自動車競走法施行規則第11条、第12条 場外車券発売施設の規模、構造及び設備並びにこれらの配置の基準を定めた件に関する告示
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	小型自動車競走法施行規則第12条では、施設の位置、規模、構造及び設備について許可の基準を規定している。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、オートレース場に隣接するなどの地域における特性により、近接する文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和しているものと認めて、次の1.及び2.に係る事項を構造改革特別区域計画に記載し、構造改革特別区域法第4条に基づき内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域内に設置される場外車券発売施設であって、特区計画に記載された1.及び2.に係る事項及び経済産業大臣が別途告示で定める施設が備えるべき事項（1）に適合していることについて、当該地方公共団体が書面により確認した場合には、小型自動車競走法第6条の2第1項に基づく許可申請について、経済産業大臣は、小型自動車競走法施行規則第12条に規定する設置許可基準を満たしたものとみなす。</p> <p>1. 地方公共団体が定めた当該特区内に設置する場外車券発売施設の規模の上限（経済産業大臣が別途告示で定める窓口数及び最大滞留者数（2）を超えない範囲内で定めたものに限る。）</p> <p>2. 場外車券発売施設を設置できる区域の範囲</p> <p>1 告示で定める施設が備えるべき事項</p> <p>（1）施設に関すること</p> <p>当該施設の規模及び設備に応じた適切な広さであること 外部との遮断に必要な構造であること 車券の発売等の用に供する設備が整備されていること 入場者の用に供する設備が整備されていること 管理運営に必要な設備が整備されていること</p> <p>（2）運営に関すること</p> <p>車券の発売等が公正に運営されることが確実に認められること</p> <p>2 告示で定める施設の規模の上限</p> <p>窓口（払い戻しを含む）の数が5以内でかつ最大滞留者数が100人以内であること</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1131
特定事業の名称	修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	情報処理技術者試験規則第2条（試験の科目等）
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	初級システムアドミニストレータ試験の午前試験科目には、情報処理技術者試験規則第2条の定めるところにより、情報処理システムに関する基礎知識及び情報処理システムの活用に関する共通的知识（以下「免除対象科目」という）が課せられている。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体から特定事業の内容として次の（1）から（3）に掲げる事項が提出され、当該事項につき経済産業大臣が現行規定による初級システムアドミニストレータ試験合格者と同等の免除対象科目に係る知識を習得させることができるものとして認定に同意した場合には、当該地方公共団体が当該事項に基づく措置を講ずることをもって、当該地区内に開設される講座を修了した者が当該講座を修了した日から1年以内に初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合には、免除対象科目を免除する。</p> <p>(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画 (2) 修了認定の基準 (3) 修了認定に係る試験の実施方法</p>
同意の要件	上記「特例措置の内容」の欄に記載されている地方公共団体からの提出事項（1）～（3）の内容について、現行の規定による初級システムアドミニストレータ試験に合格した者と同等の免除対象科目に係る知識を習得させることができると認められること
特例措置に伴い必要となる手続き	<p>認定講座を開設した者（以下「開設者」という。）は、修了認定に係る試験を実施するにあたって、次の（1）又は（2）の手続を行わなければならない。また、開設者は認定講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び修了認定に係る試験の結果を経済産業大臣（独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）が情報処理技術者試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行う場合にあっては、機構）に通知しなければならない。</p> <p>(1) 開設者が問題を作成する場合にあっては、経済産業大臣（機構が試験事務を行う場合にあっては、機構）の審査を受け、告示で定める手数料を経済産業大臣（機構が試験事務を行う場合にあっては、機構）に納めること。 (2) 開設者が経済産業大臣（機構が試験事務を行う場合にあっては、機構）が提供する問題を使用する場合にあっては、告示に定める手数料を経済産業大臣（機構が試験事務を行う場合にあっては、機構）に納めること。</p>

番号	1132
特定事業の名称	修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	情報処理技術者試験規則第2条（試験の科目等）
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	基本情報技術者試験の午前試験科目には、情報処理技術者試験規則第2条の定めるところにより、情報処理システムに関する基礎知識及び情報処理システムの開発に関する共通の基礎知識（以下「免除対象科目」という）が課せられている。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体から特定事業の内容として次の（1）から（3）に掲げる事項が提出され、当該事項につき経済産業大臣が現行規定による基本情報技術者試験合格者と同等の免除対象科目に係る知識を習得させることができるものとして認定に同意した場合には、当該地方公共団体が当該事項に基づく措置を講ずることをもって、当該地区内に開設される講座を修了した者が当該講座を修了した日から1年以内に基本情報技術者試験を受験する場合には、免除対象科目を免除する。</p> <p>(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画 (2) 修了認定の基準 (3) 修了認定に係る試験の実施方法</p>
同意の要件	上記「特例措置の内容」の欄に記載されている地方公共団体からの提出事項（1）～（3）の内容について、現行の規定による基本情報技術者試験に合格した者と同等の免除対象科目に係る知識を習得させることができると認められること
特例措置に伴い必要となる手続き	<p>認定講座を開設した者（以下「開設者」という。）は、修了認定に係る試験を実施するにあたって、次の（1）又は（2）の手続を行わなければならない。また、開設者は認定講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び修了認定に係る試験の結果を経済産業大臣（独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）が情報処理技術者試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行う場合にあつては、機構）に通知しなければならない。</p> <p>(1) 開設者が問題を作成する場合にあつては、経済産業大臣（機構が試験事務を行う場合にあつては、機構）の審査を受け、告示で定める手数料を経済産業大臣（機構が試験事務を行う場合にあつては、機構）に納めること。 (2) 開設者が経済産業大臣（機構が試験事務を行う場合にあつては、機構）が提供する問題を使用する場合にあつては、告示に定める手数料を経済産業大臣（機構が試験事務を行う場合にあつては、機構）に納めること。</p>

番号	1133・1134
特定事業の名称	温泉鉱山における保安技術職員（係員）の外部委託・兼務事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	鉱山保安規則第17条第1項、第4項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	鉱業権者は石油鉱山において、鉱場保安係員及び設置した設備に応じた機械保安係員、電気保安係員、鉱害保安係員を選任しなければならない。鉱業権者は係員を2以上の鉱山の係員又は3以上の係員を兼務させてはならない。
特例措置の内容	地方公共団体が、公共の安全を確保することに支障を生じないものとして、構造改革特別区域において、温泉鉱山（温泉法第2条第1項に規定する温泉のゆう出路から掘採された可燃性天然ガスを目的とする鉱業を行う鉱山をいう。）の鉱業権者（鉱山保安法第2条第1項に規定する鉱業権者をいう。）が当該温泉鉱山以外において鉱山保安規則第17条第1項各号に規定する係員を選任する必要があると認めて、構造改革特別区域法第4条に基づき内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定に係る温泉鉱山の鉱業権者は、同項の規定にかかわらず、当該認定に係る温泉鉱山以外において同項各号に規定する係員を選任することができる。この場合において、当該係員を選任している鉱山の鉱業権者は、同条第4項の規定にかかわらず、当該係員に2以上の鉱山の係員又は3以上の係員を兼ねさせることができる。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1135-1
特定事業の名称	温泉鉱山における防爆型でない電気施設設置事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	鉱山保安規則第326条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	引火による火災若しくは爆発のおそれが多い施設又はその施設から8メートル以内に電動機、照明等の電気施設を設けるときは、防爆型の機器を使用しなければならない。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体が公共の安全を確保することに支障を生じないものとして、構造改革特別区域内の温泉鉱山の鉱業権者が引火による火災若しくは爆発のおそれが多い施設又はその施設から8メートル以内に電気施設を設置する必要があると認めて、構造改革特別区域計画に次の(1)から(4)の事項を記載し、当該内容につき経済産業大臣が現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定に同意した場合には、当該温泉鉱山の鉱業権者が当該事項に基づく措置を講ずることをもって、当該特区内に設置する電気施設については、防爆型でないものを設置することができる。</p> <p>(1) 設置される当該電気施設の仕様(型式、用途、能力)</p> <p>(2) 具体的な電気施設の設置の仕方</p> <p>(3) 例えば、ガス遮断施設を設け当該電気施設が点火源とならない保安確保策</p> <p>(4) (3)に記載した保安確保策が有効であることを立証する実証実験によるデータや文献</p>
同意の要件	上記「特例措置の内容」の欄に記載されている地方公共団体からの提出事項(1)から(4)について、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1135-2
特定事業の名称	温泉鉱山における施設設置制限緩和事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	鉱山保安規則第563条第1項、第3項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	可燃性天然ガスが噴出し、又は噴出するおそれが多い坑井等から、住宅、学校、病院等の施設に対しては規定された距離を確保しなければならない。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体が公共の安全を確保することに支障を生じないものとして、構造改革特別区域内の温泉鉱山の鉱業権者が可燃性天然ガスが噴出し、又は噴出するおそれが多い坑井の坑口、鉱山保安規則第83条第31号及び第33号から第35号までに規定する施設（以下、「施設」という。）並びに同規則第563条第3項に規定する室を同条第1項に基づく告示で定める施設に対して告示で定める距離以内に設置する必要があると認めて、構造改革特別区域計画に次の（1）から（4）の事項を記載し、当該内容につき経済産業大臣が現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定に同意した場合には、当該温泉鉱山の鉱業権者が当該事項に基づく措置を講じることをもって、当該認定に係る施設については、現行規定による距離以内に設置することができる。</p> <p>（1）設置される当該坑井の坑口に係る坑口装置、施設及び室の仕様（種類、能力）</p> <p>（2）具体的な坑井の坑口に係る坑口装置の位置、施設及び室の設置の仕方</p> <p>（3）例えば、地形の状況により、保安物件に対して危険のおそれがないとき、又は、障壁を設ける等により、距離を緩和しても保安物件が点火源とならず、かつ、災害発生時に被害が及ばないようにする保安確保策</p> <p>（4）（3）に記載した保安確保策が有効であることを立証する実証実験によるデータや文献</p>
同意の要件	上記「特例措置の内容」の欄に記載されている地方公共団体からの提出事項（1）から（4）について、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1135-3
特定事業の名称	温泉鉱山における高圧ガス設備等の設置制限緩和事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	鉱山保安規則第563条第2項、第3項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	石油鉱山において、高圧ガス設備若しくは高圧ガス貯蔵所、ガソリンプラント等を新たに設置する場合には、延面積1,000平方メートル以上の人を収容する建築物から100メートル以上の距離を確保しなければならない。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体が公共の安全を確保することに支障を生じないものとして、構造改革特別区域内の温泉鉱山の鉱業権者が可燃性ガスに係る高圧ガス設備若しくは高圧ガス貯蔵所、ガソリンプラント（以下、「施設」という。）並びに同規則第563条第3項に規定する室を、延面積1,000平方メートル以上の人を収容する建築物（鉱業用建築物を除く。）から100メートル以内に新たに設置する必要があると認め、構造改革特別区域計画に次の（1）から（4）の事項を記載し、当該内容につき経済産業大臣が現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定に同意した場合には、当該温泉鉱山の鉱業権者が当該事項に基づく措置を講じることをもって、当該認定に係る施設及び室については、現行規定による距離以内に設置することができる。</p> <p>（1）設置される当該施設及び室の仕様（種類、能力）</p> <p>（2）具体的な施設及び室の設置の仕方</p> <p>（3）例えば、地形の状況により、保安物件に対して危険のおそれがないとき、又は、障壁を設ける等により、距離を緩和しても保安物件が点火源とならず、かつ、災害発生時に被害が及ばないようにする保安確保策</p> <p>（4）（3）に記載した保安確保策が有効であることを立証する実証実験によるデータや文献</p>
同意の要件	上記「特例措置の内容」の欄に記載されている地方公共団体からの提出事項（1）から（4）について、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1201
特定事業の名称	公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	なし
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	公有水面埋立法第29条第2項及び第27条第2項の許可基準の一つである「已むことを得ざる事由あること」については、これまで、用途変更の場合には、「埋立を行った者自らの原因ではなく、社会・経済状況の変化による外部的要因による場合」、権利の移転・設定の場合には、「会社の経営不振により継続的な土地利用が困難と認められる場合」等に限定するなど、極めて厳格に運用している。 また、大臣協議の処理期間については、受理から通知まで約1月を要している。
特例措置の内容	地方公共団体が早期に埋立地の有効利用を行うことにより臨海部の活性化を図る必要があると認めて、構造改革特別区域計画を申請し、認定された場合には、公有水面埋立法第27条第2項及び第29条第2項の許可の基準である「已むことを得ざる事由あること」に該当することとする。 また、大臣協議の処理期間については、受理から通知まで2週間（土日祝祭日を除く。）とする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1202
特定事業の名称	公有水面埋立地における用途区分柔軟化事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	公有水面埋立法の一部改正について(昭和49年6月14日港管第1580号、河政発第57号)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	埋立地の用途は、埋立てによって造成される土地の利用を特定したものであり、免許にあたり、埋立ての必要性を判断するうえで最も重要な事項の一つであることから、なるべく具体的に特定する必要がある。このため、埋立地の用途については港湾計画の土地利用区分より詳細な区分を行い、工業用途については、総務省日本標準産業分類の大分類又は中分類により定めている。
特例措置の内容	特区内において、現在の産業分類にない新しい産業が立地してくることも考えられ、埋立地の用途については、従来の用途区分では特定が困難な利用形態や複合的な土地利用に対応する用途として、例えばリサイクル産業が立地できるような用途を許可が受けられる用途として明確化する。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1203
特定事業の名称	特定埠頭運営効率化推進事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	港湾法第54条第1項、第55条第1項 北海道開発のためにする港湾工事に係る法律第4条第2項、第5条第1項 沖縄振興特別措置法第108条第6項、第8項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>港湾法（昭和25年法律第218号）（抜粋）</p> <p>第54条 前条に規定する場合の外、第52条に規定する港湾工事によつて生じた港湾施設（港湾の管理運営に必要な土地を含む。）は、国土交通大臣（国有財産法（昭和23年法律第73号）第3条の規定による普通財産については財務大臣）において港湾管理者に貸し付け、又は管理を委託しなければならない。</p> <p>第55条 港湾管理者が設立されたときは、その時において国の所有又は管理に属する港湾施設で、一般公衆の利用に供するため必要なもの（航行補助施設を除く。）は、港湾管理者に譲渡し、貸し付け、又は管理を委託しなければならない。</p> <p>北海道開発のためにする港湾工事に係る法律（昭和26年法律第73号）（抜粋）</p> <p>第4条 2 前条第1項に規定する港湾工事によつて生じた土地又は工作物（前項の規定により譲渡するものを除く。）のうち、公用のため国において必要なものを除き、港湾施設となるべきもの及び港湾の管理運営に必要なものは、これを港湾管理者に管理を委託しなければならない。</p> <p>第5条 港湾管理者が設立された時において国の所有又は管理に属する港湾施設（航行補助施設を除く。）は、公用のため国において必要なものを除き、これを港湾管理者に譲渡し、又は管理を委託しなければならない。</p> <p>沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）（抜粋）</p> <p>第108条 6 第1項に規定する港湾工事によつて生じた土地又は工作物（公用に供するため国が必要とするもの及び前項の規定により譲渡するものを除く。）のうち、港湾施設となるべきもの及び港湾の管理運営に必要なものは、港湾管理者に管理を委託しなければならない。 8 港湾管理者が設立された時において国の所有又は管理に属する港湾施設（航行補助施設及び公用に供するため国が必要とするものを除く。）は、港湾管理者に譲渡し、又は管理を委託しなければならない。</p>

<p>特例措置の内容</p>	<p>1. 地方公共団体が、その設定する特区内の港湾（港湾法第2条第2項に規定する重要港湾に限る。以下同じ。）において、特定埠頭（同一の者により一体的に運営される岸壁その他の係留施設及びこれに附帯する荷さばき施設、臨港交通施設、旅客施設、保管施設、港湾管理施設等をいう。以下同じ。）の運営を行う事業で当該港湾の効率的な運営に特に資するもの（コンテナ船により運送されるコンテナ貨物、ロールオン・ロールオフ船により運送される貨物又は自動車航送船であるものにより運送される車両若しくは旅客を取り扱う特定埠頭を運営する事業。以下「特定埠頭運営効率化推進事業」という。）のうち、当該港湾の港湾管理者（同法第2条第1項に規定する港湾管理者をいう。以下同じ。）が当該港湾の港湾計画（同法第3条の3第1項に規定する港湾計画をいう。）に適合すること、当該港湾の効率的な運営に特に資するものであると認められること、適正かつ確実に遂行するために適切なものであること、必要な経済的基礎を有すること等の要件に該当するものと認められた者（以下「事業者」という。）が実施するものを促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該港湾管理者は、国有財産法第18条第1項又は地方自治法第238条の4第1項の規定にかかわらず、当該事業者が実施する特定埠頭運営効率化推進事業の用に供するため、行政財産（国有財産法第3条第2項又は地方自治法第238条第3項に規定する行政財産をいう。）である特定埠頭を当該事業者に貸し付けることができる。</p> <p>2. 上記1の規定による貸付けについては、民法第604条並びに借地借家法第3条及び第4条の規定は、適用しない。</p> <p>3. 国有財産法第21条、第23条及び第24条並びに地方自治法第238条の2第2項及び第238条の5第3項から第5項までの規定は、</p> <p>4. 上記1の規定により港湾管理者が行政財産である特定埠頭を事業者に貸し付ける場合における港湾法第46条第1項の「港湾管理者は、その工事の費用を国が負担し又は補助した港湾施設を譲渡し、担保に供し、又は貸し付けようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。但し、国が負担し、若しくは補助した金額に相当する金額を国に返還した場合、又は貸付を受けた者が、その物を一般公衆の利用に供し、且つ、その貸付が3年の期間内である場合はこの限りでない。」の規定の適用については、同項中「、又は貸付を受けた者が、その物を一般公衆の利用に供し、且つ、その貸付が3年の期間内である場合」とあるのは、「、貸付けを受けた者が、その物を一般公衆の利用に供し、かつ、その貸付けが3年の期間内である場合、又は法第4条第8項の規定により認定（法第6条第1項の規定による変更の認定を含む。）を受けた場合」とする。</p> <p>5. 港湾管理者は、特定埠頭を貸し付ける者が上記1の要件に該当するものと認めるに当たっては、公告、縦覧、意見書の提出等公正な手続に従って行われることを確保するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>6. 上記5に定めるもののほか、港湾管理者は、特定埠頭の貸付けに当たり、特定埠頭の貸付けを受けることとなった事業者の氏名又は名称、事業の概要、事業者の選定経緯等を公表するとともに、特定埠頭貸付契約において、契約解除条項、港湾管理者による報告徴収等に関する条項等を規定しなければならない。</p>
<p>同意の要件</p>	<p>法第19条で定める所定の手続に則っていること。</p>
<p>特例措置に伴い必要となる手続き</p>	<p>特になし</p>

番号	1204
特定事業の名称	自動車の回送運行時における仮ナンバー表示の柔軟化事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	道路運送車両法施行規則第26条の3、第26条の5、第26条の6
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	回送運行許可番号標及びこれに記載された番号の表示は、自動車の運行中回送運行許可番号標に記載された番号が判読できるように、回送運行許可番号標を自動車の前面及び後面の見やすい位置に確実に取り付けることを行う。
特例措置の内容	当該区域が、国際自動車専用船が発着する埠頭を含み、かつ、法第4条第2項の構造改革特別区域計画に定めた当該特例を適用する運行区間が、その道路や通行車両の状況、周辺環境から主として自動車専用船から陸揚げされた自動車の駐車場、整備工場、その他関係施設への回送又は自動車専用船に積み込む自動車の回送の用に供されていると地方公共団体が認め、特区として認定された後、道路運送車両法第36条の2に基づく回送運行許可事業者に対し、当該区間に限り使用できる回送運行許可番号標を別途定め、その使用を認める。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1205 (1214)
特定事業の名称	重量物輸送効率化事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	(1) 特殊車両通行許可限度算定要領について(昭和53年12月1日付け道路交通管理課長通達)等 (2) 基準緩和自動車の認定要領について(平成9年9月19日付け自動車交通局長通達)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	(1) 許可車両の許可限度重量は、「特殊車両通行許可限度算定要領」に定める方法により算定する。 (2) 基準緩和の認定の申請は、次の各号のいずれかに該当する自動車について、使用者を特定して行うことができる。 長大又は超重量で分割不可能な単体物品(以下、単に「物品」という。)を輸送することができる構造を有する自動車(けん引自動車を除く。) 以下略
特例措置の内容	(1) 実施主体が道路法第47条の2の規定に基づく特殊車両通行許可申請を行った際に、橋・高架の道路その他これらに類する構造の道路を含まない経路を通行し、軸重が車両制限令第3条第1項に規定する値(駆動軸にエアサスペンションを装着する車両の駆動軸重にあっては11.5トン)を超えない車両で、かつ、例えば、車両総重量規制の緩和を受けた車両の通行により、各道路管理者が通常業務として実施する舗装の維持、修繕その他の管理を超える措置が必要となった場合等には、必要に応じて特区計画を作成する地方公共団体又は実施主体が当該超過分に係る費用を負担すること、車両の運行状況を道路管理者に報告すること等の道路を適切に管理するための措置が、例えば、各道路管理者と構造改革特別区域計画を作成する地方公共団体又は実施主体との間で道路の管理に関する協定を締結すること又は措置の実施を特殊車両通行許可の条件とすること等により、構造改革特別区域計画を作成する地方公共団体又は実施主体の責任において確実に実施されると各道路管理者が判断する場合は、各道路管理者は、特殊車両通行許可を行うに当たり、総重量の許可限度重量については「特殊車両通行許可限度算定要領」に現在定める値を超えて許可することとする。 (2) 従前、長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送する場合に道路運送車両の保安基準第4条に規定する車両総重量、第4条の2の規定する軸重等にかかる特例を受けることができたが、特区内においてはこれに限らず、特殊車両通行許可に係る上記の特例措置による特殊車両通行許可を受けることが確実であることを道路管理者により確認された車両は、車両総重量及び軸重(駆動軸にエアサスペンションを装着する車両であって駆動軸の軸重が11.5トン以下のものに限る)にかかる当該基準の特例を受けることができることとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1206(1216)
特定事業の名称	NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	道路運送法第80条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。ただし、災害のため緊急を要するとき、又は公共の福祉を確保するためやむを得ない場合であつて国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りでない。
特例措置の内容	「福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日付け国自旅第240号）に基づく福祉有償運送について、地方公共団体が、構造改革特別区域計画を申請し、その認定を受けた場合には、同通知に定める使用車両の限定にかかわらず、セダン型等の一般の車両を使用することができる。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1208
特定事業の名称	特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	公有水面埋立法第27条第1項、第29条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	埋立地は、免許どおりの処分、土地利用がなされるよう担保する必要がある、安易な権利の移転・設定、用途変更は認められるものではないことから、造成後にやむを得ず権利の移転・設定、用途変更を行う場合には、利権化及び乱開発の防止の観点から埋立地の適正な利用を確保するため、公有水面埋立法第27条第1項及び第29条第1項の規定により竣功認可の告示後10年間は、免許権者（都道府県知事又は港湾管理者）の許可を受けなければならない。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域における経済的社会的条件の変化に伴い当該構造改革特別区域内の港湾における公有水面の埋立てに係る公有水面埋立法第22条第2項に規定する竣功認可の告示がされている埋立地（以下「特定埋立地」という。）の全部又は一部が現に相当期間にわたり同法第11条若しくは第13条の2第2項の規定により告示された用途に供されておらず、又は将来にわたり当該用途に供される見込みがないと認められることからその有効かつ適切な利用を促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該特定埋立地の全部について、同法第27条第1項中「10年間」とあるのは「5年間」と、同法第29条第1項中「10年内」とあるのは「5年内」とする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1209
特定事業の名称	屋外広告物条例に違反した屋外広告物の除却による美観風致維持事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	屋外広告物法第7条第4項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>都道府県知事は、屋外広告物法第3条から第6条までの規定に基づく条例に違反した広告物のはり札（ベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙をはり、容易に取りはずすことができる状態で工作物等に取りつけられているものに限る。以下同じ。）又は立看板（木わくに紙張り若しくは布張りをし、又はベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙をはり、容易に取りはずすことができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられているものに限る。以下同じ。）であるときは、その違反に係るはり札又は立看板をみずから除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、そのはり札又は立看板が表示されてから相当の期間を経過し、かつ、管理されずに放置されていることが明らかなものであつて、条例で定める適用除外例に明らかに該当しないと認められるにかかわらず、表示することを禁止された場所に表示されているとき、条例で定める行政庁の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにかかわらず、その許可を受けないで表示されているとき、その他そのはり札又は立看板が屋外広告物法第3条から第6条までの規定に基づく条例に明らかに違反して表示されていると認められるときに限る。</p>

<p>特例措置の内容</p>	<p>1. 都道府県が、その設定する構造改革特別区域の全部又は相当部分が屋外広告物法第4条第1項第1号又は第2号に掲げる地域又は場所である場合における当該構造改革特別区域について、同法第3条から第6条までの規定に基づく条例（以下「屋外広告物条例」という。）に違反した屋外広告物（同法第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。以下同じ。）の表示の状況又は屋外広告物条例に違反した屋外広告物を掲出する物件の設置の状況その他の事情に照らし、美観風致を維持するために特に必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、同法第7条第4項ただし書中「表示されてから相当の期間を経過し、かつ、管理されずに」とあるのは、「管理されずに」とする。この場合において、同法第12条及び第13条中「この法律」とあるのは「構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第18条第1項の規定により読み替えて適用するこの法律」と、同法第15条中「この法律及び」とあるのは「構造改革特別区域法第18条第1項の規定により読み替えて適用するこの法律及び」とする。</p> <p>2. 上記1の規定による認定の日以後は、都道府県知事は、屋外広告物法第7条第2項から第4項まで及び上記1の規定によるもののほか、屋外広告物条例に違反した屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件が、容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する屋外広告物（同法第七条第四項に規定するはり札を除く。以下「はり札類」という。）、容易に移動させることができる状態で立てられ、若しくは容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。以下「広告旗」という。）又は容易に移動させることができる状態で立てられ、若しくは工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する屋外広告物若しくは屋外広告物を掲出する物件（これらを支える台を含み、同項に規定する立看板を除く。以下「立看板類」という。）であるときは、その違反に係るはり札類、広告旗又は立看板類を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、そのはり札類、広告旗又は立看板類が、管理されずに放置されていることが明らかであって、屋外広告物条例で定める適用除外例に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され、又は設置されているとき、屋外広告物条例で定める行政庁の許可を受けるときに明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けずに表示され、又は設置されているとき、その他屋外広告物条例に明らかに違反して表示され、又は設置されていると認められるときに限る。</p> <p>3. 屋外広告物法第12条及び第15条の規定は上記2の場合について、同法第13条の規定は上記1及び2の場合について準用する。</p>
<p>同意の要件</p>	<p>特になし</p>
<p>特例措置に伴い必要となる手続き</p>	<p>特になし</p>

番号	1210
特定事業の名称	橋の設置を目的とした公的主体以外の者による河川敷地の占用の許可柔軟化事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	河川敷地の占用許可について（平成11年8月5日河政発第67号）
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	現行において、橋の設置を目的とした河川敷地の占用主体は、公共性又は公益性を有するものとし、原則として公的主体以外の者による占用は認められていない。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する特区内において、水辺を活かしたまちづくりとしての市街地開発事業等の公共性の高い事業の施行区域や地区計画等の都市計画が定められた区域で、公衆の通行の用に供する橋が少ないことなどによる当該区域の利便性の欠如を解消する必要があると認めるとともに、橋の設置目的が特定の個人の利便性に限定されるものではなく、橋の設置及び利用方法について周辺地域の合意がなされていると確認し、内閣総理大臣に構造改革特別区域計画を申請し、認定された特区内においては、河川敷地占用許可準則第6の規定にかかわらず、設置後の維持及び補修、占用主体の地位の承継等将来の維持管理に支障が生じない限り、橋の設置を目的とした公的主体以外の者による河川敷地の占用を許可する。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1211
特定事業の名称	道路管理者が設置する有料道路駐車場における特別料金の設定及び変更の 手続の容易化事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	道路整備特別措置法第 8 条第 4 項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	道路管理者は、許可を受けた後、駐車場の料金を変更しようとするときは国土交通大臣の許可を受けなければならない。
特例措置の内容	道路整備特別措置法に基づき道路管理者が設置した駐車場（以下「有料駐車場」という。）の基本料金以外の特別料金の設定、変更について、周辺の駐車場と適正な競争を確保する必要がある、許可を受けている償還計画に影響を与えないと地方公共団体が認めて構造改革特別区域計画を申請し、その認定を受けた場合に、国土交通大臣の許可を要しないものとする。なお、本特例措置に基づき特別料金を設定したときは、料金の額及び料金の徴収期間について、国土交通大臣にすみやかに報告するものとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1212
特定事業の名称	留学生向け宿舎に係る公営住宅の目的外使用承認の簡素化事業
措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条（昭和30年法律第179号）
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	公営住宅の目的外使用については、社会福祉法人等がグループホーム事業を行う場合や災害時において被災者が一時的に公営住宅を使用する場合等を除き、国土交通大臣が補助金適正化法第22条に基づき個別に承認している。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が次のいずれの要件にも適合すると判断し、内閣総理大臣に構造改革特別区域計画を申請しその認定を受けた場合には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定に基づく公営住宅の目的外使用について、当該地方公共団体から国土交通大臣に事後報告することにより国土交通大臣の承認があったものとして取り扱うこととし、手続きの簡素化を図る。</p> <p>1．留学生（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の4の上欄に定める「留学」の在留資格をもって本邦に在留する外国人。）向けの宿舎が不足しており、当該宿舎の確保を図る必要があること。</p> <p>2．公営住宅の本来入居者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のないこと。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1215
特定事業の名称	地域活性化のための空き家情報提供等の推奨事業
措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	宅地建物取引業法第2条及び第3条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	宅地建物取引業を営もうとする者は、国土交通大臣又は都道府県知事の免許を受けなければならない。
特例措置の内容	NPO法人等の事業主体が空き家の賃貸情報を不特定多数の者に提供すること及び空き家を賃借し、希望者に当該空き家を転貸することについて、地方公共団体が特区内の不動産賃貸借・売買の取引数が少ないなどの取引の動向等に鑑み、消費者利益の保護を損なわないと判断し、グリーンツーリズム、農村体験学習等の地域活性化の政策目的に基づいて、これを推奨することは、宅地建物取引業法の適正な運用の観点から支障がない旨を明らかにする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1217
特定事業の名称	環境にやさしいレンタカー型カーシェアリングのための無人貸渡しシステム可能化事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて（平成7年6月13日自旅第138号）
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	貸渡自動車とその配置事務所に存するか、それ以外の事務所に一時的に存するかにかかわらず、当該配置事務所において貸渡し状況、整備状況等車両の状況を把握し、適確な管理を実施しなければならない。
特例措置の内容	地方公共団体が、自動車の使用に起因する当該地域内の環境への影響の低減を図ることを目的として、アイドリングストップ車等の環境に配慮した車両を使用したレンタカー型カーシェアリングを推進するため、構造改革特別区域計画を申請し、その認定を受けた場合には、当該区域内において実施するレンタカー型カーシェアリングに係る道路運送法第80条第2項に基づく許可の申請について、その貸渡しが無人の事務所で行われるものであっても、IT等を活用し、車両の整備・管理に支障が生じないような代替措置を講じれば、速やかに許可を行うものとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1301・1302
特定事業の名称	国立・国定公園における自然を活用した催しの容易化事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	自然公園法施行規則第12条及び第15条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	国立公園及び国定公園内の特別地域内において、各種行為を行う場合は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければならないが、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて環境省令で定めるものについては許可を要しないこととしている。また、普通地域においても同様に届出を要さないこととしている。
特例措置の内容	<p>国立公園又は国定公園(特別保護地区を除く。)内の自然環境を活用した催しであつて、地方公共団体が地域の活性化に資すると認めるもののために一時的に行われる、道路、駐車場、運動場、芝生園地及び植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所における工作物の設置、広告物の設置、小規模な土地の形状変更及び工作物の色彩の変更など風致の維持に支障が少ない行為について、次に掲げることが構造改革特別区域計画に定められている場合には自然公園法第13条第3項及び第26条第1項の規定を適用しないこととする。</p> <p>1. 催しの実施に当たっては、地方公共団体は風致の維持に十分配慮し、又は催しの実施者に十分配慮するよう指導すること。</p> <p>2. 催しの実施のために行われた行為については、地方公共団体が原状回復を行い、又は行為者に原状回復を指導すること。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特区が認定された後において、当該催しを実施される場合は、地方公共団体は、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事に、あらかじめ催しの名称、行為の概要、場所、実施期間を通報することとする。

番号	1303
特定事業の名称	有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	「第9次鳥獣保護事業計画の基準」(平成13年環境省告示第2号。ただし、平成15年4月16日以降は、「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」(平成14年環境省告示第86号))
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	現行の「第9次鳥獣保護事業計画の基準」に基づき、法人に対し有害鳥獣捕獲の許可を行うに当たっては、従事者には原則として狩猟免許を有する者を選任するよう指導するものとする事として、従事者を限定的に取り扱っている。
特例措置の内容	有害鳥獣捕獲の許可申請の取扱いについては、平成15年4月16日の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行に伴い適用される「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」において、「銃器の使用以外の方法による場合であって、従事者の中に網・わな猟免許所持者が含まれ、かつ、捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者に網・わな猟免許を受けていない者を含むことができるものとする。」と定めたところであるが、この「捕獲技術、安全性等が確保されている場合」として、現在、すでに行われている移入鳥獣の捕獲の場合に加えて、特区内における捕獲の場合についても適用する。なお、新告示が適用されるまでの間(平成15年4月1日から15日まで)も旧告示において、同様な対応が可能となるように通知することとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1304(1305)
特定事業の名称	再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業
措置区分	告示
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の2、第12条の12の2 平成9年12月厚生省告示第258号(環境大臣が定める一般廃棄物) 平成9年12月厚生省告示第259号(環境大臣が定める産業廃棄物)</p>
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の2及び第12条の12の2 法第9条の8第1項及び法第15条の4の2第1項の規定による再生利用に係る特例 の対象となる一般廃棄物又は産業廃棄物は、次のいずれにも該当せず、かつ、特例の 対象とすることによりその再生利用が促進されると認められる廃棄物であって環境大臣 が定めるものとする。</p> <p>① ばいじん又は焼却灰であって、一般廃棄物の焼却に伴って生じたものその 他の生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの ② 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項第1号 イに掲げるもの ③ 通常の保管状況の下で容易に腐敗し、又は揮発する等その性状が変化す ることによって生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの</p> <p>現状環境大臣が特例の対象として定めている廃棄物は以下のとおり。</p> <p>(1) 環境大臣が定める一般廃棄物(平成9年12月厚生省告示第258号)</p> <p>① 廃ゴムタイヤ(自動車用のものに限る。) ② 廃プラスチック類 ③ 廃肉骨粉(化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)第1条第2項 に規定する化製場から排出されるものに限る。)</p> <p>(2) 環境大臣が定める産業廃棄物(平成9年12月厚生省告示第259号)</p> <p>① 廃ゴムタイヤ(自動車用のものに限る。) ② 汚泥(シールド工法若しくは開削工法を用いた掘削工事、抗基礎工法、ケー ソン基礎工法若しくは連続地中壁工法に伴う掘削工事又は地盤改良工法を用 いた工事に伴って生じた無機性のものに限る。) ③ 廃プラスチック類</p> <p>2. 特例の対象として環境大臣が定めた廃棄物に係る廃棄物の処理及び清掃に関する 法律施行規則第6条の4第10号及び第6条の5第11号並びに第12条の12の4第10 号及び第12条の12の5第11号の規定に基づく再生利用の内容等の基準は別に環境 大臣が定める。</p> <p>現状環境大臣が特例の対象として定めている再生利用の内容等の基準は以下のとお り。</p> <p>(1) 廃ゴムタイヤに係る再生利用の内容等の基準(平成9年厚生省告示 第260号) 廃ゴムタイヤの再生利用の内容については、廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメ ントの原材料として使用し、再生品であるセメントの利用が確実に見込まれる ものであること等</p> <p>(2) 廃プラスチック類に係る再生利用の内容等の基準(平成11年厚生省 告示第208号) 廃プラスチックの再生利用の内容については、異物の除去等の前処理を行い 高炉で用いる還元剤が製造され、その還元剤が高炉の鉄鉱石を還元するため に利用されるものであること等</p> <p>(3) 廃肉骨粉等に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び図面 並びに再生利用の内容等の基準(平成13年環境省告示第56号) 廃肉骨粉の再生利用の内容については、廃肉骨粉に含まれるカルシウムを セメントの原材料として使用し、再生品であるセメントの利用が確実に見込ま れるものであること等</p> <p>(4) 汚泥に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び図面並びに 再生利用の内容等の基準(平成9年厚生省告示第261号) 汚泥の再生利用の内容については、高規格堤防の築造材として用いるため の再生品として使用し、一定の品質の再生品を得ることができるものである こと等</p>

<p>特例措置の内容</p>	<p>1. 地域におけるリサイクル推進のため、地方公共団体が特例を求める廃棄物について法令を上回る規制(関係者の同意、流入規制(当該地方公共団体の区域内のみの廃棄物を用いて再生利用を行う場合及び単なる届出を除く。))を自ら設けていないとして内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請し、その認定を受けたときには、特定の廃棄物について再生利用認定制度の特例の対象とすることができる。</p> <p>2. 特例の対象となる特定の廃棄物(再生利用方法を含む。)は次のとおりとする。なお、特例の対象となる特定の廃棄物については、告示によって随時追加していくこととする。</p> <p>(1) 廃FRP船破砕物をセメント原材料として利用する場合</p> <p>(2) 廃タイヤを製鉄原料として利用する場合</p> <p>3. 2. に定めるもののほか、適切な除湿の措置を講じた上で容易に腐敗しない特定の廃棄物(再生利用方法を含む。)として、特例の対象となるものは廃木材を製鉄原料として利用する場合とする。なお、特例の対象となる特定の廃棄物については、告示によって随時追加していくこととする。</p>
<p>同意の要件</p>	<p>特になし</p>
<p>特例措置に伴い必要となる手続き</p>	<p>特になし</p>

番号	1306
特定事業の名称	地中空間を利用した溶融一般廃棄物埋立処分事業
措置区分	政令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	①廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第3条第3号イ(1) ②一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)第1条第2項第10号ロ
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	①一般廃棄物の埋立処分については、「地中にある空間を利用する処分の方法により行ってはならないこと」と規定されている。 ②一般廃棄物の最終処分場の維持管理基準において、埋立処分開始後の地下水等検査の検査頻度は原則として1年に1回以上とされている。
特例措置の内容	市町村が、その設定する構造改革特別区域内にある地中空間(地中にある空間をいい、当該空間の周辺の土地が、自重、水圧及び土圧並びに地震等による振動及び衝撃に耐えることができるもの及び埋め立てた溶融スラグからの金属等の溶出を招来して地下水を汚染するおそれがないものに限る。)を利用して、金属等が溶出しないよう溶融加工した一般廃棄物(溶融スラグ)の埋立処分を行うことについて、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該市町村又は当該市町村の長から廃棄物処理法第7条第6項の許可を受けた者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第3号イ(1)の規定にかかわらず、当該埋立処分を行うことができる。 なお、特例措置の実施にあたっては、その受け皿となる最終処分場(地中空間)の維持管理について、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第2項第10号ロに規定する地下水等検査の検査頻度を3月に1回以上とすることとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし